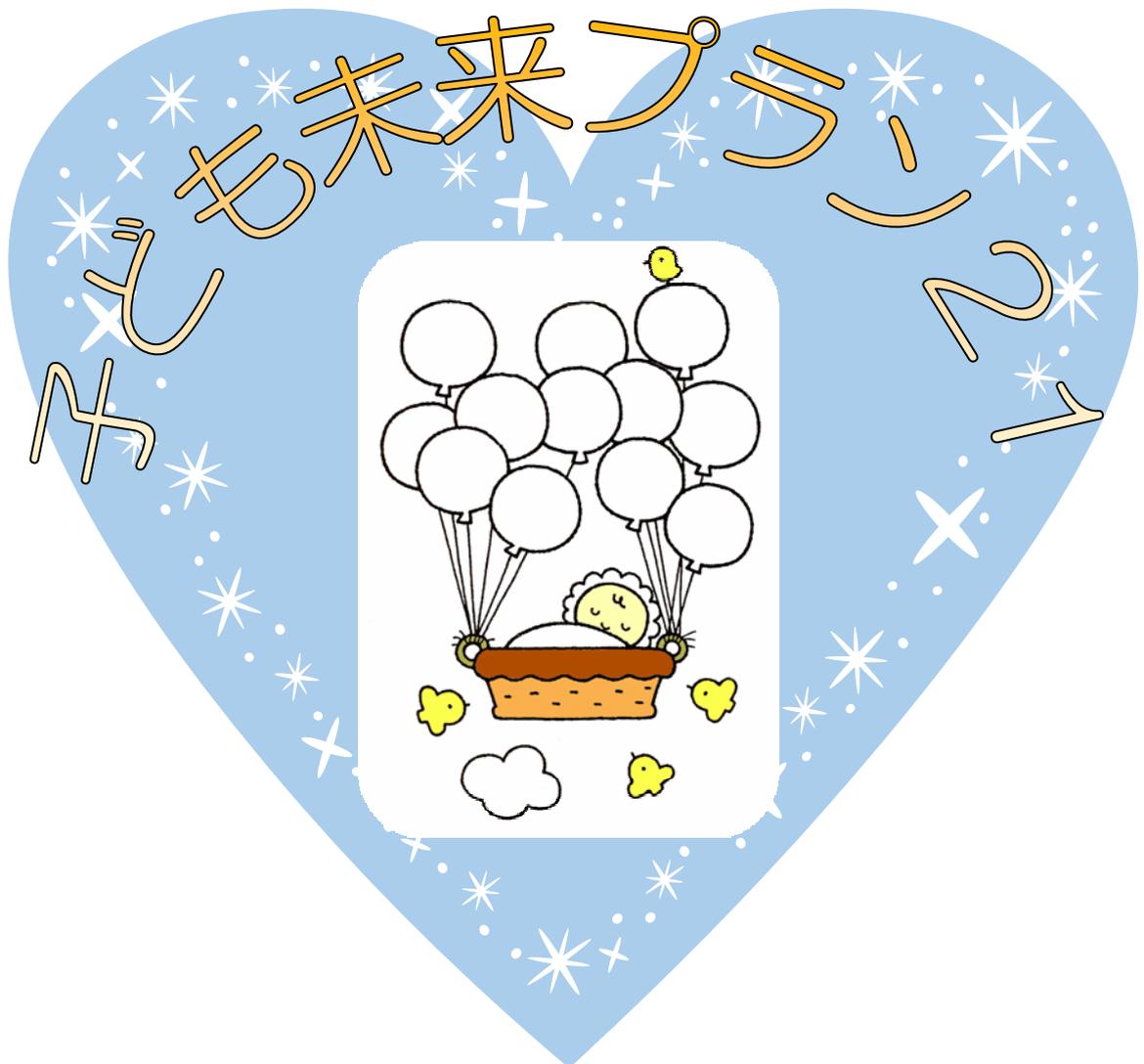


# 登別市次世代育成支援行動計画

平成22年度～平成26年度

～安心して子どもを産み、  
健やかに育てる環境づくり～



北海道登別市

## はじめに

無限の可能性をもち、時代を担う子どもたちは、まちの宝であります。

子どもたちが、心豊かに健やかに成長していくことは、私たちの共通の願いであり、地域社会の願いでもあります。

しかし、近年、全国的に急速な少子化が進行しており、その要因としては、結婚観、価値観などの個人意識の変化、仕事と家庭の両立の困難さ、女性の社会進出やライフスタイルの多様化への社会的対応の遅れ、子育てに係る経済的、精神的負担感の増大などが想定されます。

少子化の進行は、家族形態の変化や子どもの健やかな成長に対する影響のみならず、生産年齢人口の減少による社会経済や社会保障制度への影響、さらには地域住民に対する基礎的なサービス提供にも影響することが懸念されます。

このため国は、少子化の流れを変えるために総合的な取り組みを推進する「次世代育成支援対策法」を平成15年7月に制定し、子育てに関する少子化対策の推進を図ってきましたが、一向に改善されない少子化の現状を踏まえ、新たに「子どもと家族を応援する日本」として平成19年12月に重点戦略を取りまとめ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を重点戦略の両輪として進めることとしました。

これらを踏まえ、登別市においても「安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくり」をテーマに前期行動計画に引き続き、保育所を中心とした保護者への就労支援の充実及び子育て支援センター・総合福祉センターにおける保育士・保健師による養育支援や健康相談等のサービスの支援の充実を図るとともに、現代社会において子どもの成長過程に欠かせないとされる「子どもの生きる力の育成に向けた環境づくり」を計画の主題として後期計画を策定しました。

後期計画における少子化対策については、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援をより一層の充実を図るため、縦割りの取り組みではなく、児童福祉、母子保健、商工労政、教育等の各分野が横断的に取り組み、総合的な子育て支援施策の更なる推進を図るとともに、国・道・市そして企業、さらに地域との一体的連携を図ってまいります。

おわりに、この計画書作成にあたり、ご協力をいただいた策定委員の皆様をはじめ、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

登別市長 小笠原 春一

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって . . . . .	1
1. 計画策定の趣旨 . . . . .	1
2. 計画の位置付け . . . . .	2
3. 計画の期間 . . . . .	2
4. 計画の対象 . . . . .	2

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境 . . . . .	3
1. 少子化の進行 . . . . .	3
（1）少子化の現状 . . . . .	3
ア 日本における少子化の動向 . . . . .	3～4
イ 登別市における少子化の動向 . . . . .	5～6
（2）少子化の要因 . . . . .	7
ア 結婚年齢 . . . . .	7
イ 未婚率の上昇 . . . . .	7～8
ウ 夫婦の出生力の低下 . . . . .	9
エ 理想子ども数・予定子ども数 . . . . .	10
（3）少子化の影響 . . . . .	11
2. 子どもや家庭の状況 . . . . .	12
（1）家族形態の変化 . . . . .	12～15
（2）女性の社会進出 . . . . .	16～17
（3）親子のふれあい . . . . .	18～19
（4）子どもの生活の状況 . . . . .	19～20

第3章 子育ての第一義的責任と施設の基本的視点 . . . . .	21
1. 第一義的責任 . . . . .	21～22
2. 施策の基本的視点 . . . . .	23～24

第4章 推進施策と取り組み	25
1. 地域における子育ての支援	26
(1) 地域における子育て支援事業の充実	26～31
(2) 保育サービスの充実	32～34
(3) 子育て支援ネットワークの充実	35～36
(4) 児童の健全育成	37～42
(5) 世代間・異年齢交流	43
2. 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進	44
(1) 子どもと親の健康の確保	45～48
(2) 食育の推進	49
(3) 思春期保健対策の充実	50
(4) 小児医療の充実	51
(5) 健康の増進	52
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	53
(1) 次代の親の育成	53
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	54～59
(3) 家庭や地域の教育力の向上	60～62
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	63
4. 子育てを支援するための生活環境の整備	64
(1) 良質な公営住宅の確保	64
(2) 安全な道路交通環境や生活環境の整備	64
(3) 安心して外出できる環境の整備	65
(4) 安全・安心まちづくりの推進等	66
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	67
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	67
(2) 仕事と子育ての両立の推進	67
6. 子ども等の安全確保	68
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	68～69
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	70
(3) 被害に遭った子どもの保護の促進	71
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの促進	72
(1) 児童虐待等の防止対策の充実	72
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	72～73
(3) 障がい児施策の充実	74～75
(4) 子どもの権利	76
(5) 雇用対策	76

第5章 目標事業量の設定	77
1. 児童人口の推計	77
2. 目標事業量一覧	78
3. ニーズ調査の実施	79

第6章 計画の推進体制	80
1. 市の推進体制	80
2. 国・北海道との連携	80
3. 地域の組織や企業などとの連携	80

《登別による統計》	81
1. 年齢区分による人口構成比	81
2. 世帯数と1世帯当たり人数	81
3. 年齢区分による児童等構成比	82
4. 子どもの人口動態（年度）	83
5. 保育所の概況	83～85
6. 児童館の概況	85
7. 放課後児童クラブの概況	86
8. 私立幼稚園の概況	86
9. 子育て支援センターの利用状況	86
10. 児童デイサービスセンターの概況	87
11. ファミリーサポートセンターの利用状況	87
12. 児童数・生徒数の推移	87
13. 小学校・中学校・高等学校の概況	88～89
14. 産業別就業者数の推移	90

《参考資料》	91
1. 児童憲章	91
2. 児童の権利に関する条約	92～93
3. 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会	94～95

《用語説明》	96～100
--------	--------

メッセージボード	101～102
次世代育成支援対策推進法の背景	103

# 第 1 章



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 少子化の進行や家庭環境等の変化

平成 17 年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 で、ともに過去最低となり予想を超える少子化の進行状況となっています。少子化の主たる要因と言われてきた「晩婚化」「結婚観の変化」等に加え、昨今の経済情勢の低迷に伴う若年労働者の就労環境の悪化が一層の拍車をかける状況となっており、効果的な少子化対策の推進が急務となっています。

#### (2) 国の対策

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、国は少子化の流れを変えるための総合的な取り組みを推進する「次世代育成支援対策推進法」を平成 15 年 7 月に制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、計画的、かつ、総合的な少子化対策の推進を図ってきました。

平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」としての重点戦略が取りまとめられ「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が、国における次世代育成支援の新たな方向性として取り組むこととされました。

#### (3) 登別市における取り組み

登別市では、平成 17 年度から 21 年度までの少子化対策としてこれまで「登別市次世代育成支援行動計画・前期計画」（子ども未来プラン 21）を策定し「安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくり」をテーマに各施設を展開してきました。

しかしながら、少子化に係る対策等は、一自治体で対応できるものではなく、国・道・市そして企業との一体的連携は必要不可欠であり、これらを基本的に市としては今後、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援をより一層の充実を図るため、児童福祉、母子保健、商工労政、教育等の各分野が横断的に取り組むとした「次世代育成支援行動計画・後期計画」（平成 22 年度から 26 年度）を策定し総合的な子育て支援施策の更なる推進を図ることとしております。

## 2. 計画の位置付け

この計画は、登別市における子育て支援の基本的方向とその施策を示すもので、「登別市総合計画」（2006年策定）における基本計画（計画期間：平成18年度～平成27年度）の関連する分野を具現化する計画として位置付けるものであります。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、「平成22年度から平成26年度まで」の5カ年といたします。

次世代育成支援対策推進法における市町村行動計画の期間は、「平成17年度から平成21年度まで」と「平成22年度から26年度まで」の各5カ年計画を策定することとされていることから、平成21年度に計画内容の見直しを行い、「平成22年度から26年度まで」の計画を策定します。

## 4. 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子どもの居る家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関係する個人や団体等を対象とします。

# 第 2 章



## 第2章 子どもと家庭を取り巻く環境

### 1 少子化の進行

#### (1) 少子化の現状

##### ア 日本における少子化の動向

日本の総人口は、平成 17 年(2005 年)の国勢調査では 12,777 万人ですが、「日本の将来推計人口」によると、平成 17 年をピークとして以降、少子化を要因とした人口の減少が続き、平成 62 年(2050 年)に 9515 万人、さらに 2100 年には、現在の約半分の 4771 万人になると予想されています。

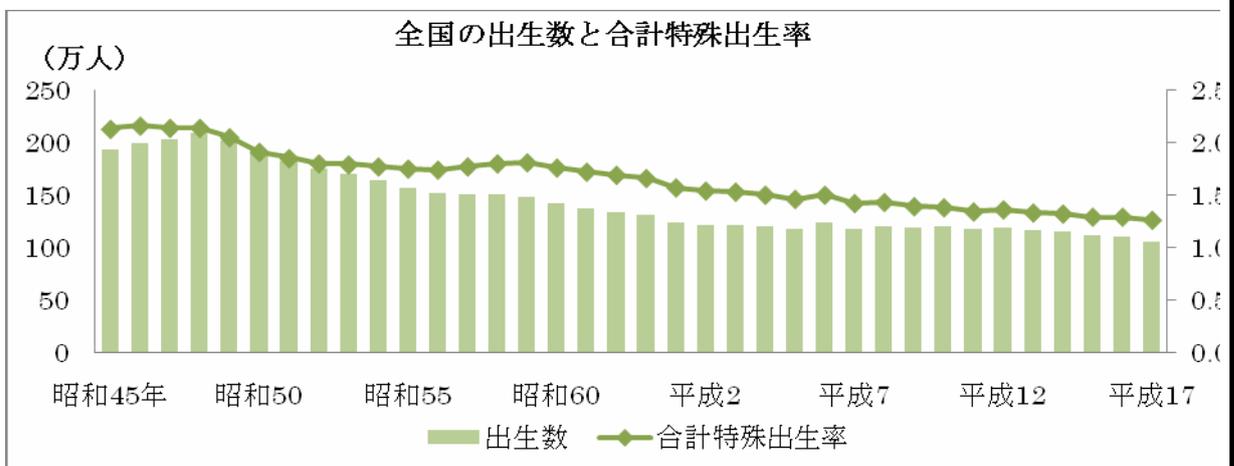
##### ●日本の将来人口

項目	2005 年国勢	2050 年推計	2100 年推計
人口総数	1 億 2,777 万人	9,515 万人	4,771 万人
0～14 歳人口	1,759 万人	822 万人	409 万人
15～64 歳人口	8,409 万人	4,930 万人	2,414 万人
65 歳以上人口	2,576 万人	3,764 万人	1,948 万人
高齢者人口割合	20.2%	39.6%	40.8%
高齢者人口 1 人当たりの生産年齢人口	3.3 人	1.3 人	1.2 人

※総数には年齢不詳を含む

資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来人口推計（中位推計）

全国における出生数は、第 2 次ベビーブームの昭和 48 年(1,973 年)の 209.2 万人から平成 17 年(2005 年)には約半数の 106.3 万人まで減少していますが、「日本の将来推計人口」では平成 62 年(2050 年)に 48.5 万人までさらに減少すると予想されています。



資料：平成 20 年「人口動態統計」

さらに、合計特殊出生率については、現人口を維持するための水準と言われている2.08を、全国では昭和50年代から下回り、平成17年には1.26と過去最低になり、以降、多少の改善は見られるものの少子化が進行している状況となっています。

●合計特殊出生率の推移

年次	全国	北海道	登別市
昭和50年	1.91	1.82	
55年	1.75	1.64	
60年	1.76	1.61	
平成2年	1.54	1.43	
7年	1.42	1.31	1.35
12年	1.36	1.23	1.15
13年	1.33	1.21	1.27
14年	1.32	1.22	1.17
15年	1.29	1.20	1.38
16年	1.29	1.19	1.16
17年	1.26	1.15	1.24
18年	1.32	1.18	1.33
19年	1.34	1.19	1.35
20年	1.37	1.20	1.29

資料：①国及び北海道の合計特殊出生率は厚生省大臣官房  
統計情報部「人口動態統計」による  
②登別市の合計特殊出生率は住民登録数から算出

イ

## 登別市における少子化の動向

登別市の人口は、「国勢調査」によると平成7年の56,892人から、平成17年の53,135人と10年間に3,757人(減少率6.6%)の減少があります。

平成7年から平成17年の年齢区分別人口をみると、「15歳未満の年少者人口の減少が著しく、平成7年の8,349人から平成17年の6,509人と10年間に1,840人(減少率22.0%)の減少」、また、「65歳以上の高齢者人口は、平成7年の9,149人から平成17年の13,065人と10年間に3,916人(増加率42.8%)の増加」となっており、登別市では人口の減少とともに少子高齢化が進行しています。

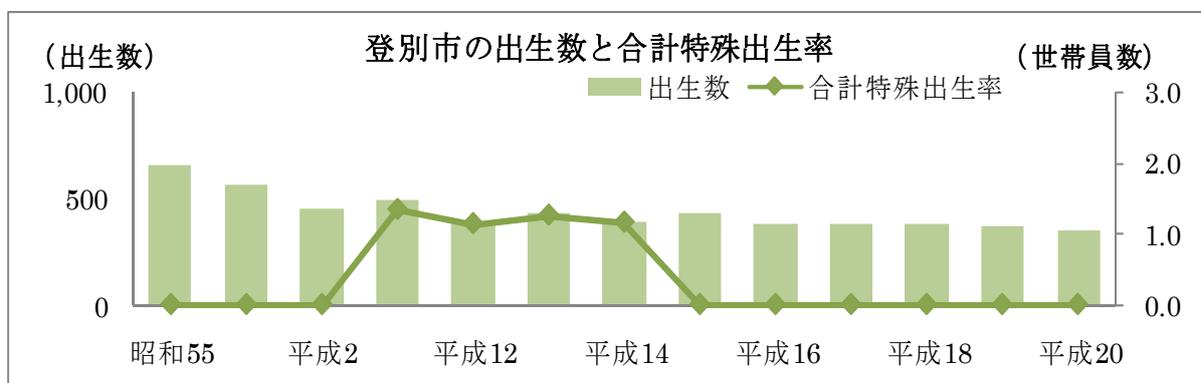
出生数(住民基本台帳登録)は、昭和48年度の894人を最高に平成20年度には343人となっており減少傾向が続いています。

### ● 総人口・世帯数等の推移

区分 年次	区分				世帯数	1世帯 当たり 人数
	総人口	0～14歳 人口	15～64歳 人口	65歳以上 人口		
昭和60年	58,370	12,365	40,308	5,697	19,268	3.0
平成2年	55,571	9,598	38,670	7,293	19,539	2.8
平成7年	56,892	8,349	39,394	9,149	21,259	2.7
平成12年	54,761	7,291	36,369	11,097	21,641	2.5
平成17年	53,135	6,509	33,561	13,065	21,480	2.4
平成18年	53,782	6,569	33,871	13,342	24,736	2.2
平成19年	53,472	6,498	33,268	13,706	24,881	2.1
平成20年	52,926	6,355	32,491	14,080	24,889	2.1

※昭和60年～平成17年：国勢調査

※平成18年～20年：住民基本台帳(10月1日現在)



就学前の児童は、昭和 55 年に 4,923 人の過去最高人数でしたが、以降、減少が進み、平成 20 年には 2,325 人となっております。

●登別市の人口動態と就学前児童数・出生数

年次	人口 (人)	就学前児童数 (人)	出生数 (人)	北海道の人口 (千人)	全国の人口 (千人)
平成 2 年	55,571	3,090	449	5,644	124,043
平成 7 年	56,892	2,902	490	5,692	125,569
平成 12 年	54,761	2,697	391	5,683	126,926
平成 17 年	53,135	2,430	373	5,628	127,768
平成 18 年	53,782	2,478	382	5,632	127,770
平成 19 年	53,472	2,358	371	5,602	127,771
平成 20 年	52,926	2,325	343	5,569	127,692

※人口のうち平成 2 年～平成 17 年は、国勢調査の結果。

※国勢調査以外の人口は、各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口。

※北海道と国における国勢調査以外の人口は、各年 10 月 1 日現在の推計人口。

※就学前児童数は、各年 5 月 1 日現在（平成 18 年から平成 20 年は各 3 月末）。

※出生数は、各年度末現在。

## (2) 少子化の要因

進行している少子化の最大要因は、晩婚化や未婚率の上昇や結婚に対する意識の変化などが指摘されていますが、新たに本日の経済情勢の低迷に伴う若年労働者の就労環境の悪化が一層の拍車をかける状況となっています。

非正規雇用、有期雇用が急増し低賃金・雇用不安等による「経済的不安」の増大は、結婚観や結婚後の家庭プランへの影響も大きく、今後の少子化対策の重要な課題と指摘されています。

ア

### 結婚年齢

わが国の平均初婚年齢は、男女ともに年々上昇しており、厚生省（現厚生労働省）の「人口動態統計」によると、平成 20 年には男性が 30.2 歳、女性が 28.5 歳となっており男女とも晩婚化が更に進んでいます。

#### ●平均婚姻年齢の年次推移

(単位：歳／%)

区分 年次	初婚		再婚件数割合（全婚姻）	
	夫	妻	夫	妻
平成 2 年	28.4	25.9	13.4	11.7
平成 7 年	28.5	26.3	13.2	11.6
平成 12 年	28.8	27.0	15	13.4
平成 15 年	29.4	27.6	17.1	15.4
平成 16 年	29.6	27.8	17.8	15.9
平成 17 年	29.8	28.0	18.2	16
平成 18 年	30.0	28.2	18.8	16.3
平成 19 年	30.1	28.3	18.8	16.5
平成 20 年	30.2	28.5	18.7	16.6

資料：平成 20 年度人口動態統計（確定数）の概況

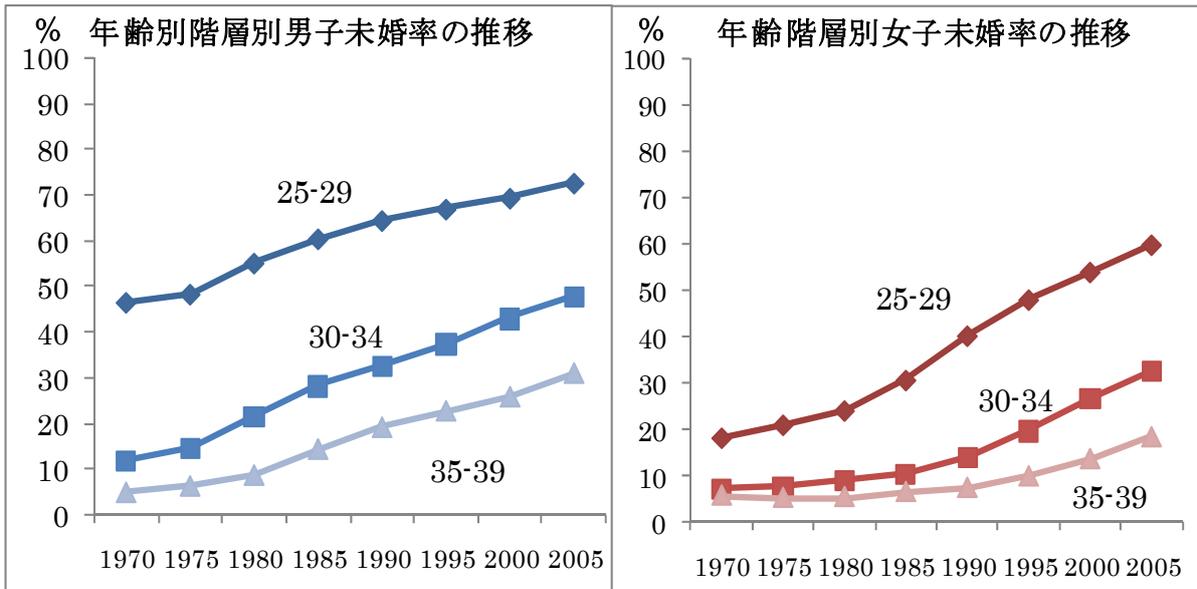
イ

### 未婚率の上昇

未婚率は、男女ともに引き続き上昇し、平成 17 年の国勢調査では、男性では、25～29 歳で 71.4%、30～34 歳で 47.1%、女性では 25～29 歳で 59.0%、30～34 歳で 32.0%となっており、10 年前（平成 7 年）と比較すると 4%～12%上昇しています。

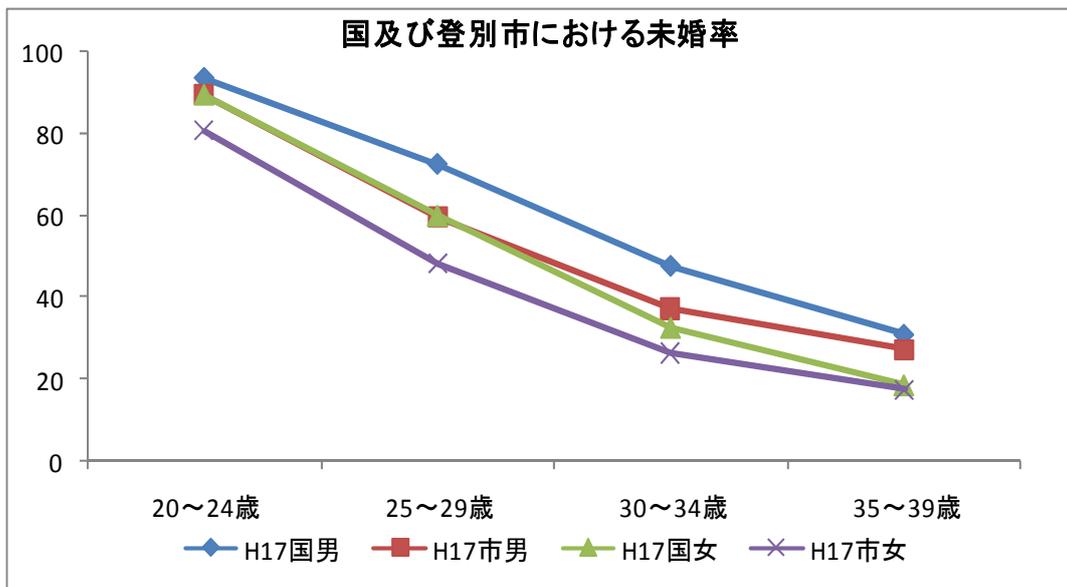
また、生涯未婚率も上昇しており、30 代後半の男性は 4 人に 1 人、20 代後半は 3 人に 1 人が生涯未婚との推計もあり、男性に比べ低かった女性についても同様に上昇傾向を示しています。

● 未婚率



資料：総務省「国勢調査」

登別市の未婚率は、全国より男女共に低い数値ですが、上昇傾向にあります。



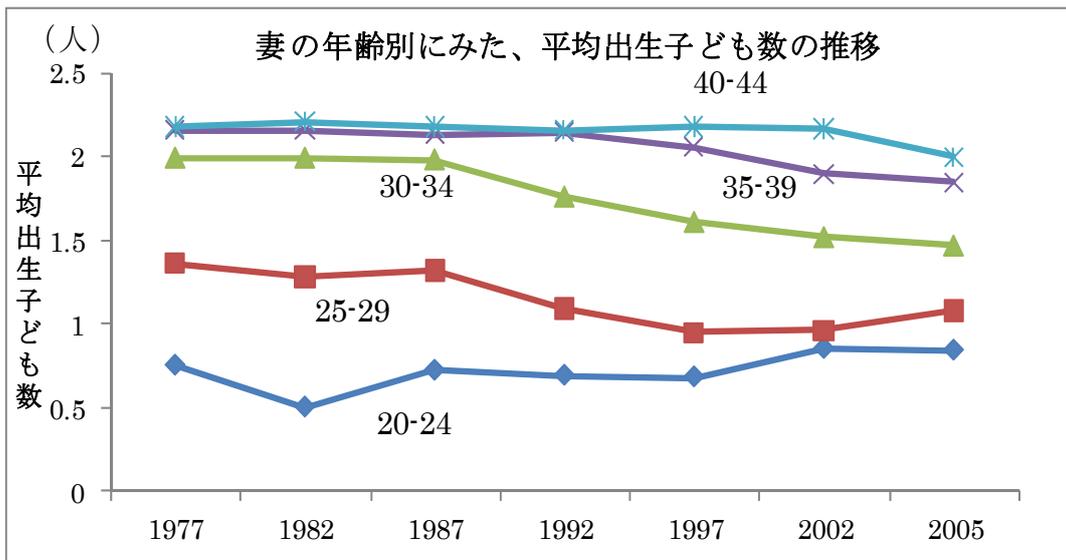
資料：総務省「国勢調査」

なお、ほぼ子どもを産み終えた結婚持続期間 15～19 年の夫婦の平均出生子ども数（完結出生児数）は、昭和 15 年に 4.27 人だったのが、戦後大きく低下した後、昭和 47 年において 2.2 人となり、以後約 30 年間ほぼこの水準で安定し、平成 17 年においても 2.0 人で同様の水準を維持しています。

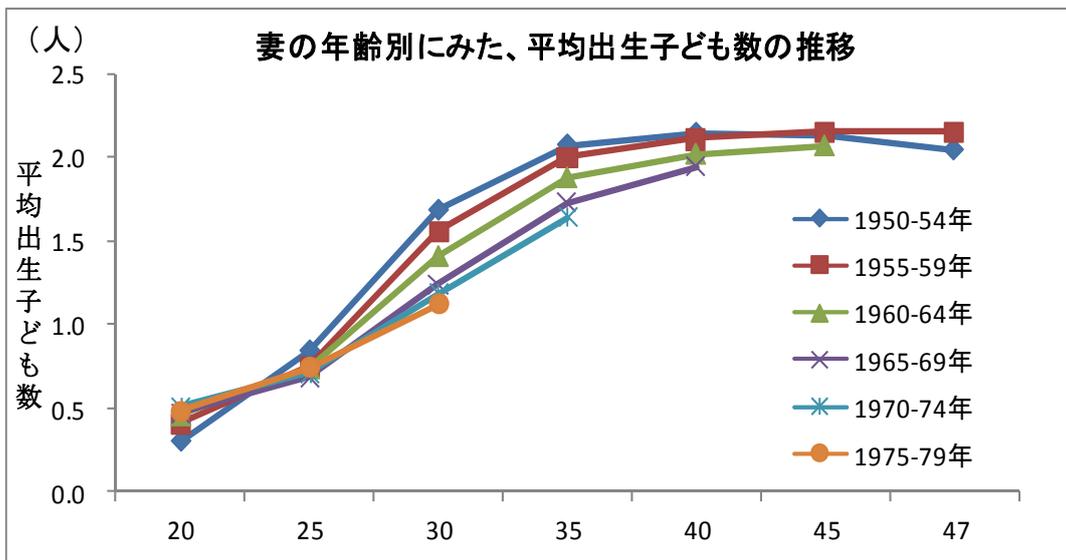
ウ 夫婦の出生力の低下

妻の年齢別に夫婦の平均出生子ども数の推移をみると、1990年前後に20歳代後半から30歳代前半で最初に低下が見られ、その低下は30歳代後半へ広がりながら90年代半ばへと継続したことがわかります。さらに2000年前後でも30歳以上で低下が続いているが、20歳代の若い層では低下に歯止めがかかっています。

これらの動向を妻の世代別にみると、1960年代生まれの世代が20歳代の終わりに達した頃から夫婦の出生力が低下していることがわかります。



注：図中、破線の囲みは夫婦の平均子ども数に低下がみられる部分。



資料：第13回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）

## 工 理想子ども数・予定子ども数

夫婦にたずねた理想的な子ども数（平均理想子ども数）は、すべての結婚持続期間で前回調査を下回り、全体（総数）で初めて2.5人を下回りました。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）も、第9回調査（1987年）以降の低下傾向が継続し、前回調査を下回る2.05人となりました。予定子ども数は、全体的に低下してきている一方、結婚して0～4年、20年以上の夫婦では2005年調査では若干上昇してきています。

### ●結婚持続期間別、平均理想子ども数

結婚 持続期間	第9回調査 (1987年)	第10回調査 (1992年)	第11回調査 (1997年)	第12回調査 (2002年)	第13回調査 (2005年)
0～4年	2.51	2.40	2.33	2.31	2.30
5～9年	2.65	2.61	2.47	2.48	2.41
10～14年	2.73	2.76	2.58	2.60	2.51
15～19年	2.70	2.71	2.60	2.69	2.56
20年以上	2.73	2.69	2.65	2.76	2.62
総数 (標本数)	2.67 (8,348)	2.64 (8,627)	2.53 (7,069)	2.56 (6,634)	2.48 (5,634)

資料：国立社会保障・人口問題研究所第13回出生動向基本調査

### ●結婚持続期間別、平均予定子ども数

結婚 持続期間	第9回調査 (1987年)	第10回調査 (1992年)	第11回調査 (1997年)	第12回調査 (2002年)	第13回調査 (2005年)
0～4年	2.28	2.14	2.11	1.99	2.05
5～9年	2.25	2.18	2.10	2.07	2.05
10～14年	2.20	2.25	2.17	2.10	2.06
15～19年	2.19	2.18	2.22	2.22	2.11
20年以上	2.24	2.18	2.19	2.28	2.30
総数 (標本数)	2.23 (8,024)	2.18 (8,351)	2.16 (6,472)	2.13 (6,564)	2.11 (5,603)

資料：国立社会保障・人口問題研究所第13回出生動向基本調査

### (3) 少子化の影響

出生数の低下は、生産年齢人口（15歳～64歳）の相対的減少を招き、年金、医療保険などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増加、労働力不足、若年層の減少による社会全体への影響や、子どもの社会性が育ちにくい、子どもの人格形成への影響が指摘されています。

#### 子ども への影響

子ども同士のふれあう機会の減少などにより、社会性が育ちにくいなど、子どもの人格形成への影響や、親の過度な干渉による子どもの自主性の発達阻害など、健やかな成長への影響が考えられます。

#### 地域社会 への影響

子どものいない世帯や独身者が増えることによる家庭の形態への影響や、少子高齢化による地域活動の活力低下や自治会組織などの地域社会を形成できないなどの影響があるものと考えられます。

#### 地域経済 への影響

少子化は、生産年齢人口（15歳から64歳）の減少につながり、若年労働者の不足による生産性の低下や地域経済の活性化への影響があるものと考えられます。

また、生産年齢人口の減少は、高齢社会を支える人口の減少でもあることから、年金・医療・福祉など社会保障の水準が低下するなどの影響が考えられます。

## 2 子どもや家族の状況

### (1) 家族形態の変化

家庭は子育てにおけるもっとも重要な存在ですが、家庭を形成する形態は、祖父母などとの多世代同居から親子のみの小家族化へと変化しています。

平成17年の「国勢調査」によると、北海道の一般世帯数は238万世帯、その世帯人員は546万7千人で、1世帯当たりの人員は2.31人となっており、昭和55年に3.0人を割り込んで以来、小家族化が進んでいます。

核家族世帯の状況は、昭和50年の11,425世帯から平成17年には14,177世帯へ増加傾向にあります。

特に、単独世帯(ひとり暮らし世帯)については、昭和50年の1,000世帯から平成17年には5,435世帯と大幅に増加し、北海道の傾向と同様に、核家族化、小家族化などが進行しています。

#### ● 登別市の一般世帯数と核家族世帯 (単位：世帯)

年次／項目	一般世帯数	うち核家族世帯	一般世帯人員	一般人員数 (北海道)
昭和55年	17,768	13,125	55,126人	3.10人(2.99人)
昭和60年	19,142	13,829	56,395人	2.95人(2.89人)
平成2年	19,510	13,840	53,806人	2.76人(2.73人)
平成7年	21,232	14,451	54,973人	2.59人(2.56人)
平成12年	21,609	14,514	53,062人	2.45人(2.42人)
平成17年	21,480	14,177	39,391人	2.41人(2.31人)

資料：総務省「国勢調査」

#### ● 登別市の一般世帯数と核家族世帯 (単位：世帯)

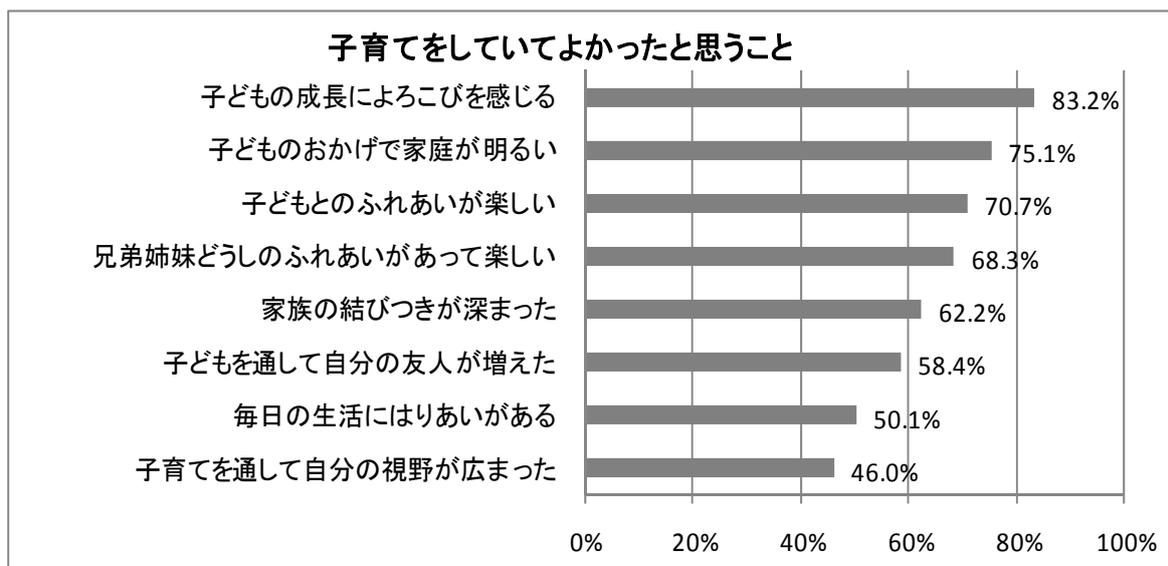
年次	項目	核家族世帯			その他の親族世帯	単独世帯	
		夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子			
昭和55年		3,382	8,852	891	13,125	2,063	1,622
昭和60年		4,310	8,263	1,256	13,829	2,155	3,158
平成2年		5,135	7,341	1,364	13,840	2,008	3,662
平成7年		5,900	7,037	1,514	14,451	2,042	4,739
平成12年		6,367	6,492	1,655	14,514	1,852	5,173
平成17年		6,562	5,766	1,849	14,177	1,776	5,435

資料：総務省「国勢調査」

核家族化の進行により、これまで家族や地域の中で受け継がれてきた子育ての知識や経験が、次代を担う子育て世代に伝わらなくなり、子育てに不安を感じる家族の増加要因にもなっています。

また、地域での交流が希薄化することにより、出産や子育てなど日常生活にかかわる様々な情報交換や子ども同士を含む地域住民とのふれあいの機会が少なくなり、子育て中の家庭では、過保護や過干渉、虐待といった親子関係の問題が生じやすくなると指摘されています。

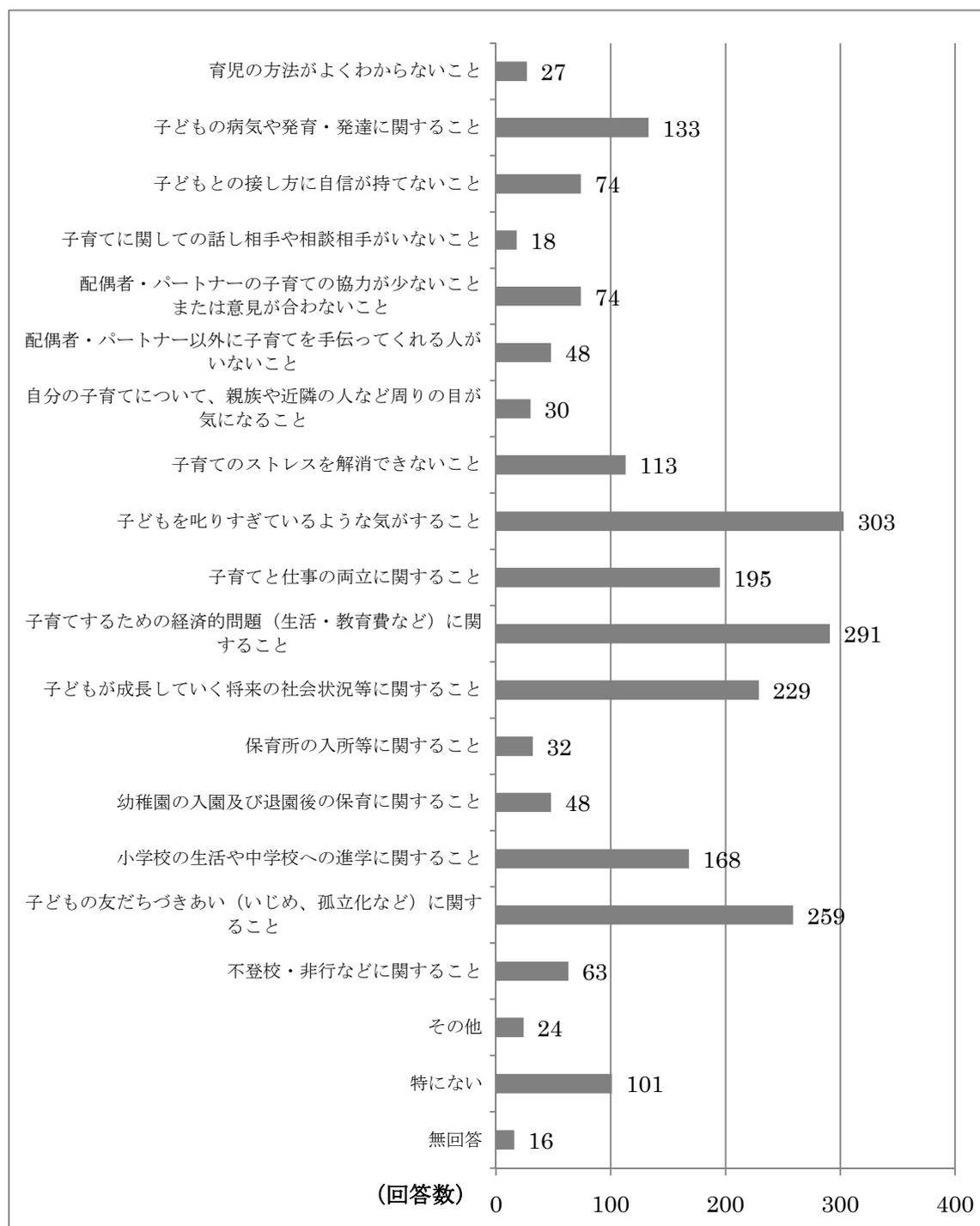
子育てをされていてよかったと思うことは、厚生労働省が行った「第6回21世紀出生児縦断調査結果の概況」より、「子どもの成長」「子どものおかげで家庭が明るい」「子どもとのふれあいが楽しい」などとなっています。



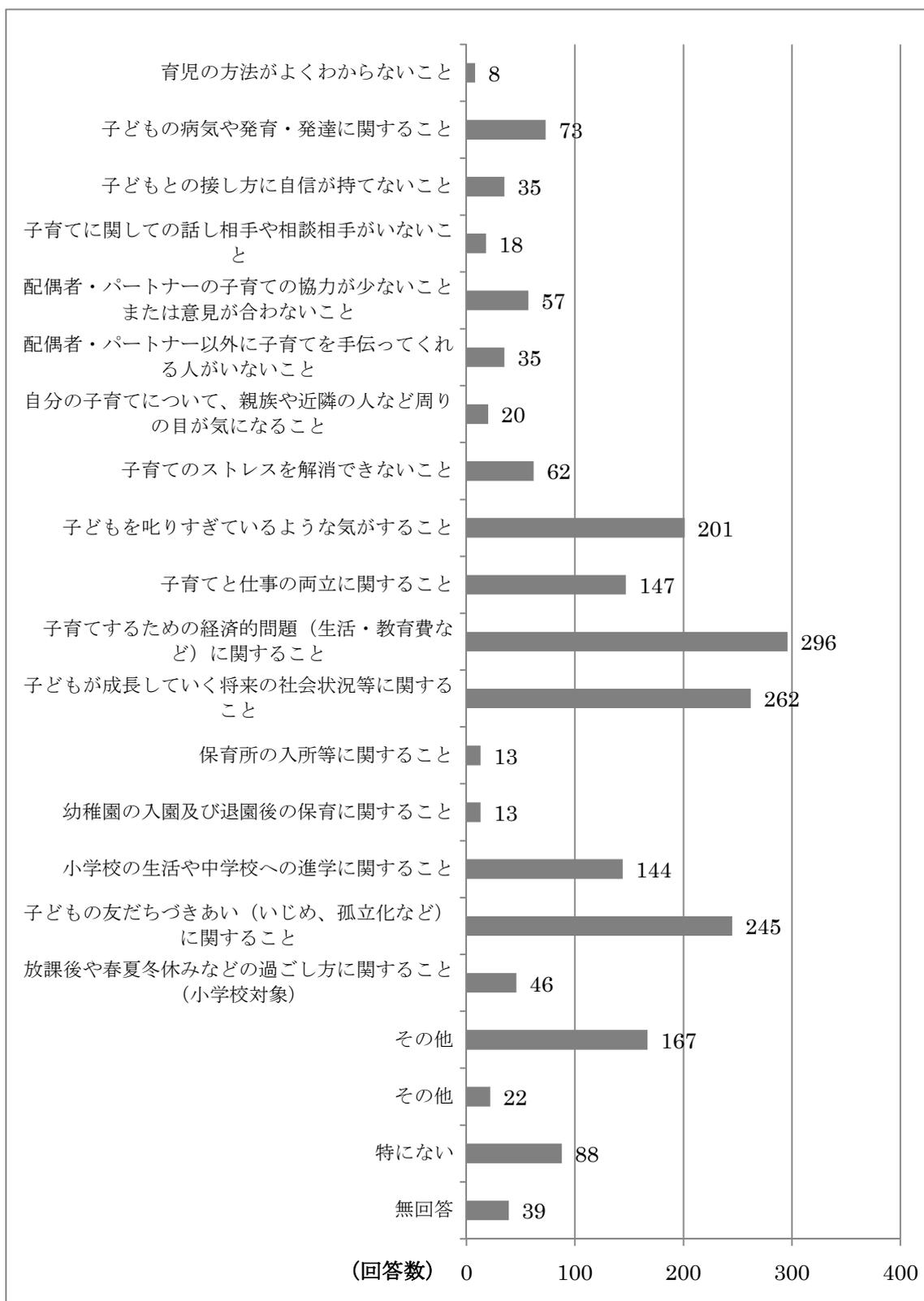
一方、子育てについての悩みでは、行動計画策定に併せて行ったニーズ調査から、就学前児童の集計では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と最も多く、次いで「子育てするための経済的問題」「友達づきあい」などとなっています。

また、就学児童の集計では、「子育てするための経済的問題」、「将来の社会状況」、「友だちづきあい」などの順となっています。

● 子育て全般について悩みや不安（就学前児童）

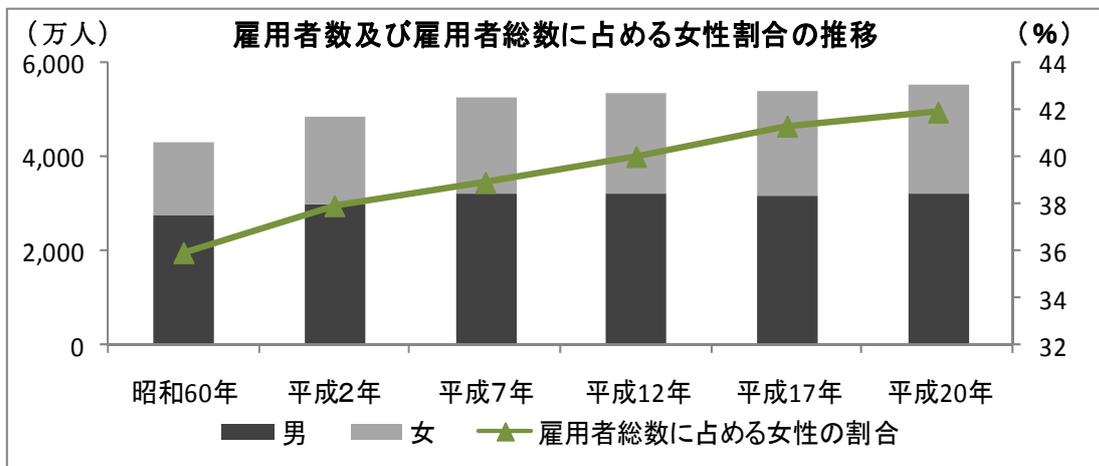


●子育て全般について悩みや不安（就学児童）



## (2) 女性の社会進出

女性の高学歴化や晩婚化などを背景に、働く女性が増加し雇用者の約4割になっています。

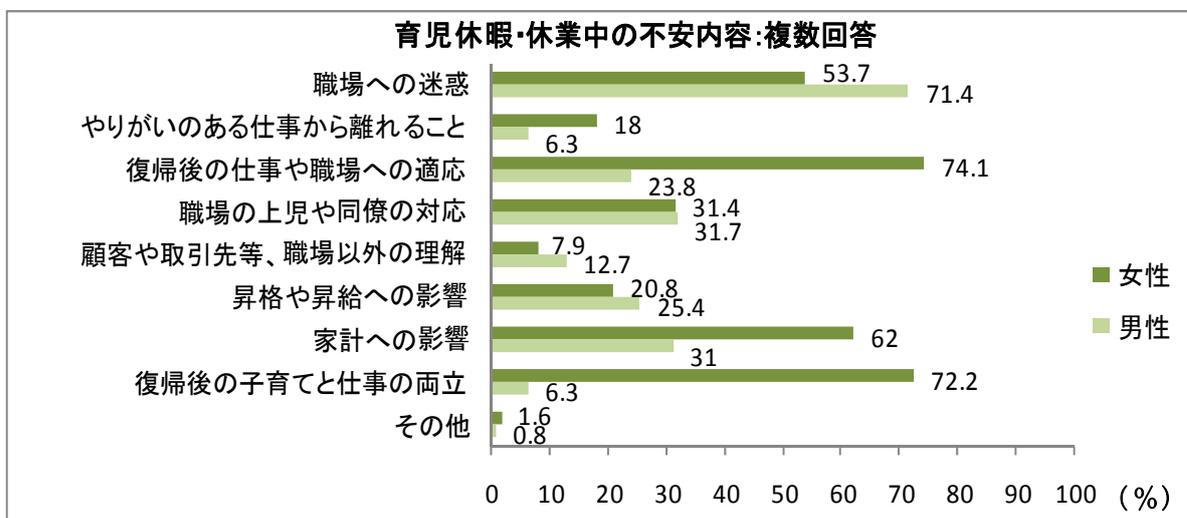


※資料：総務省労働力調査

女性の社会進出や生き方の多様化により、これまでの「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な役割分担に関する意識や子育ての多くを女性に頼る生活習慣が、変化しつつあります。

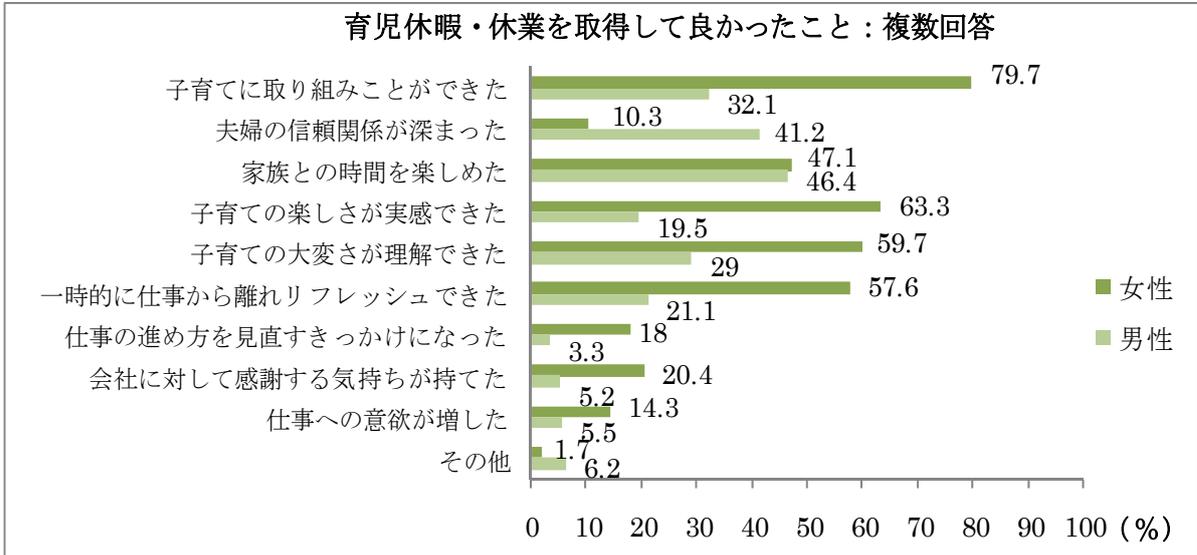
このため、男女が共同して子育てを担い合うことができるよう、雇用環境や地域における子育てに関する支援体制の充実が必要となっています。

企業における仕事と子育ての両立支援に関する調査研究で、育児休暇・休業中の仕事や生活上の不安に「強く不安を感じた」、「不安を感じた」と答えた人男性回答者（18.7%）と女性回答者（65.5%）に、休暇・休業中の不安内容（複数回答）を聞いたところ、男性は「職場への迷惑」、女性は「復帰後の仕事や職場への適応」や「復帰後の子育てと仕事の両立」が多く懸念されています。



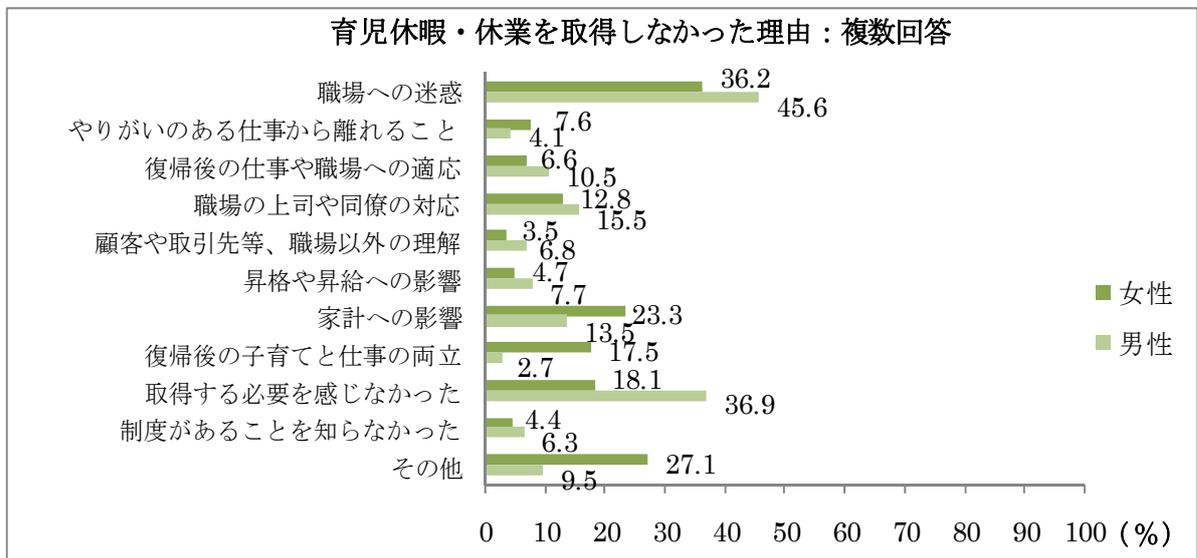
※資料：財団法人子ども未来財団

一方、育児休暇・休業を取得してよかったこと（複数回答）を聞いたところ、男性は「家族との時間を楽しめた」、「夫婦の信頼関係が深まった」が多く、女性は「子育てに安心して取り組むことができた」、「子育ての楽しさが実感できた」が多くありました。



※資料：財団法人子ども未来財団

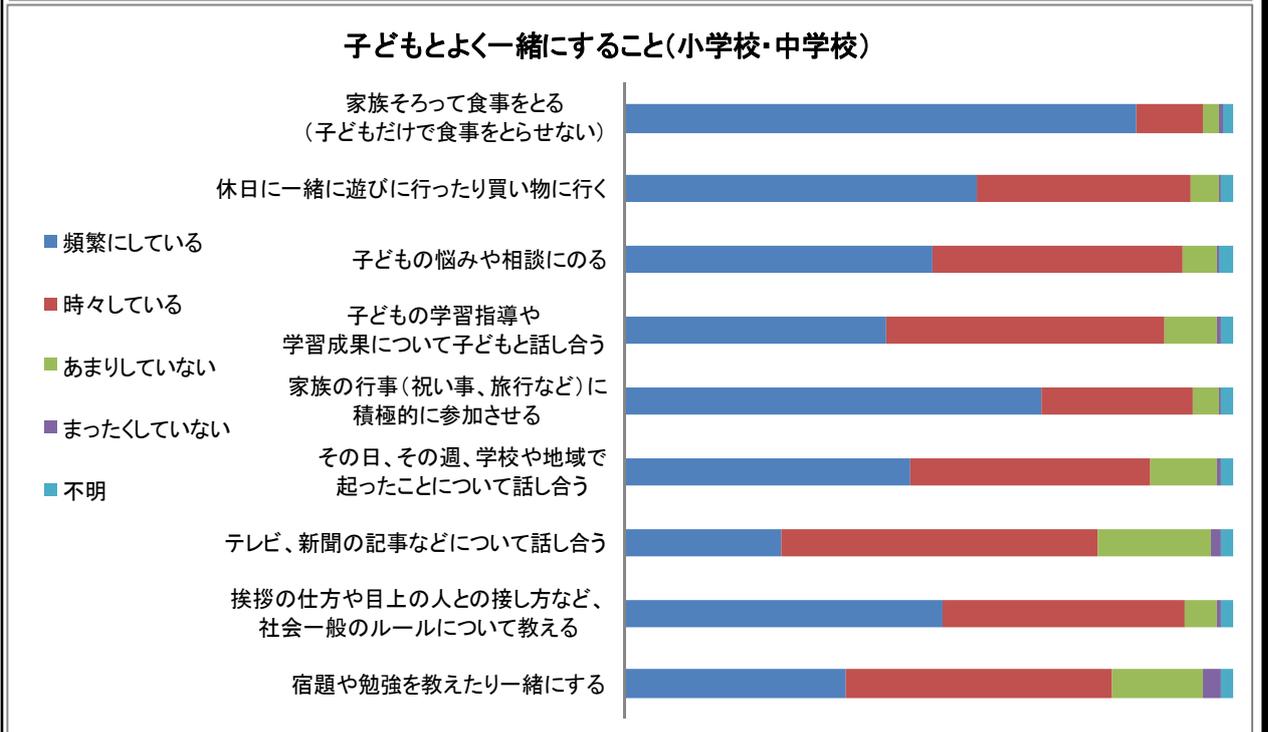
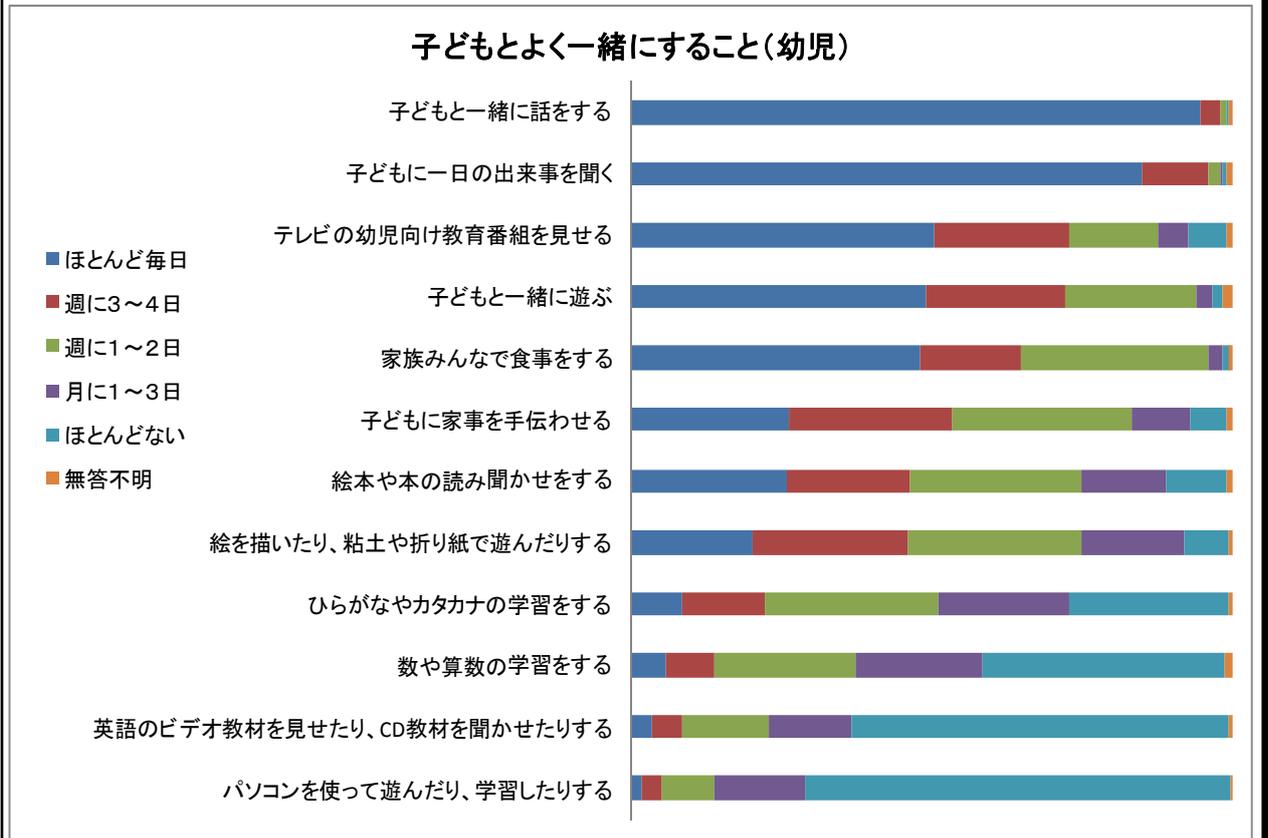
次に、育児休暇・休業を取得しなかった理由として、男女ともに「職場への迷惑」が多く、「復帰後の子育てと仕事の両立」と「取得する必要を感じなかった」の男女の回答に差が出ています。



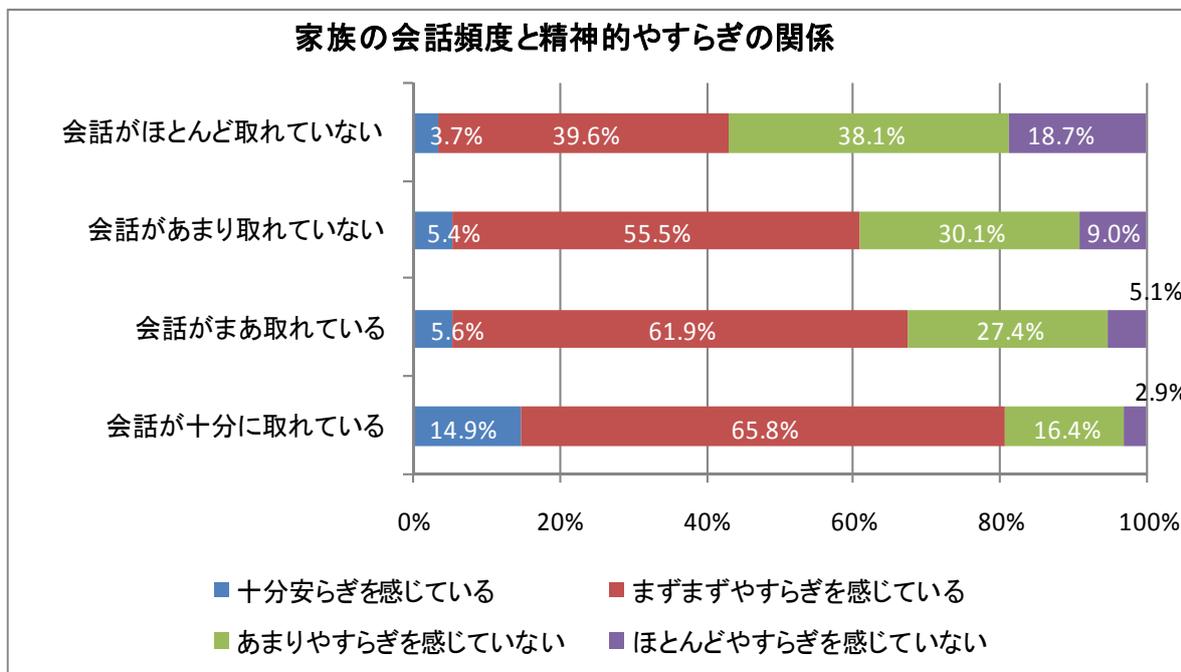
※資料：財団法人子ども未来財団

### (3) 親子のふれあい

文部科学省が行った「地域の教育力に関する実態調査」で、子育てしながら働く上での問題について聞いたところ、「子育ての時間が足りない」が母親用で53.6%、父親用で34.2%といずれも一番多い回答でした。



また、全国の 15 歳以上 80 歳未満の男女 3,383 人（無回答を除く）対象に内閣府が行った「家族の会話頻度と精神的やすらぎの関係」（平成 19 年度）では、「十分安らぎを感じている」「ますます安らぎを感じている」割合が、会話が取れている家庭ほど感じられ、会話が取れていないほど「あまり安らぎを感じていない」「ほとんどやすらぎを感じていない」割合が高くなっています。

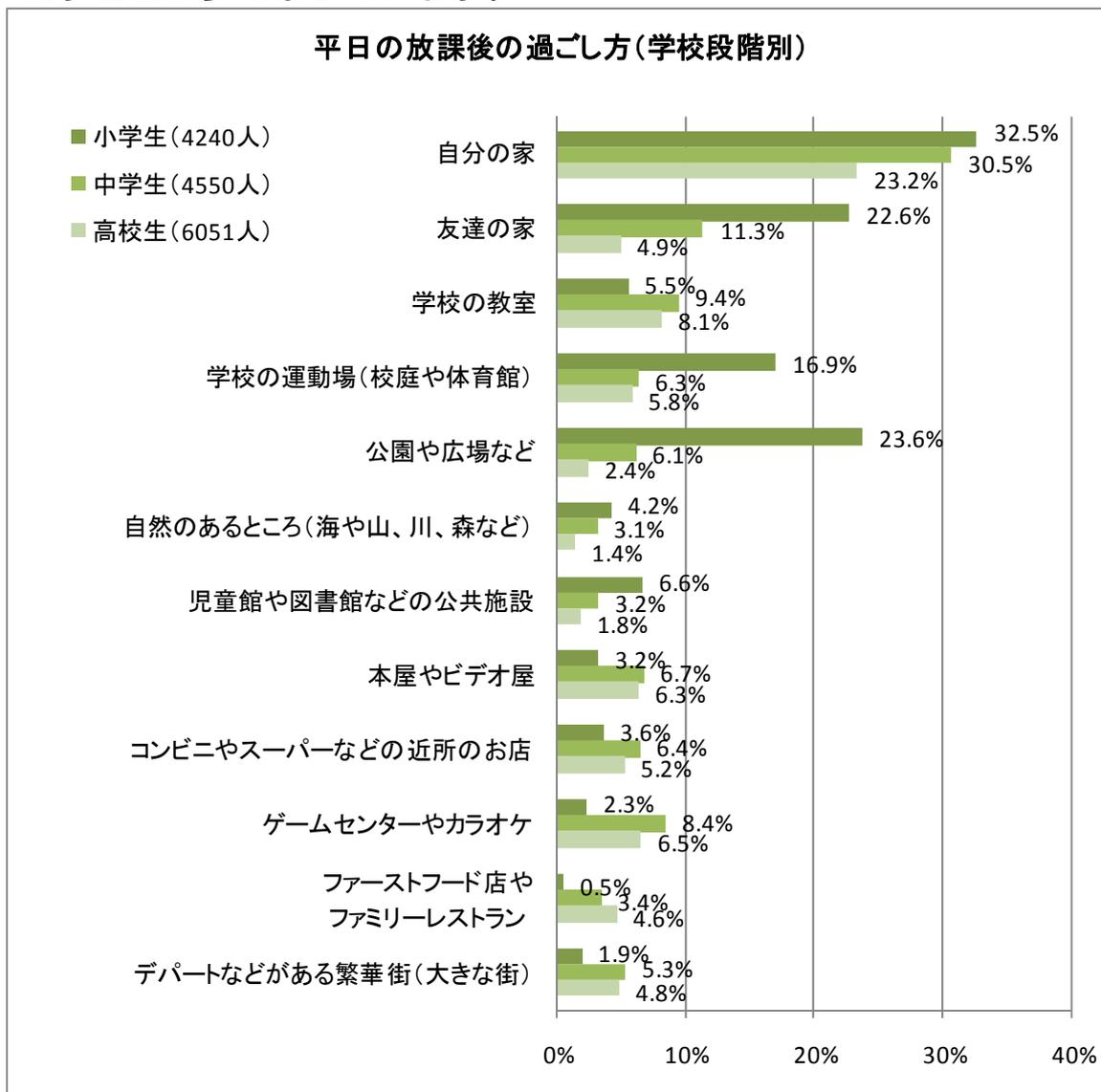


資料：内閣府「国民生活選好度調査」

#### （４）子どもの生活の状況

都市化の進行により、地域の中に、子どもたちが安心して遊べる空き地や路地などの空間が減少する一方で、塾や習い事へ通う機会が増え、子ども同士の遊びやふれあいの時間が減少することと、遊びなどを通じて培われる社会性や思いやりを身につける機会も減少し、いじめや登校拒否などの要因となると言われています。

また、ベネッセ教育研究開発センターが行った「第1回子ども生活実態基本調査」における「平日の放課後の過ごし方」については、小学生、中学生、高校生ともに「自分の家」が多く、小学生は、学校の運動場や公園など、体を動かせる場所で過ごし、中学生や高校生は、本屋やビデオ屋、コンビニなど、娯楽や趣味などが楽しめる場所で過ごすことが多くなっています。



資料：ベネッセ教育研究開発センター「第1回子ども生活実態基本調査」

# 第 3 章



## 第3章 子育ての第一義的責任と施策の基本的視点

### 1. 第一義的責任

子育ては、親に第一義的責任(最も重要な責任)があります。しかし、親が子育てのすべてを担うことは難しいことから、行政や地域など社会全体で、親が子育てに関する責任を果たすことができるような支援の充実に努めます。

#### (1) 子どもの養育や健全育成に関する親の責任

子育て中の親は、子どもを養育し、健全に育成する責任があります。このため行動計画では、子育て支援センター事業や保育所、児童館などの地域における子育て支援事業の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの養育や健全な育成を果たすことができるよう支援します。

#### (2) 子どもの健康の確保と増進に関する親の責任

子育て中の親は、子どもの健康の確保や増進を図る責任があります。このため行動計画では、保健医療や保健サービスなどの支援事業の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの健康の確保や増進を果たすことができるよう支援します。

#### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育に関する親の責任

子育て中の親は、子どもの心身の健やかな成長に資する教育を図る責任があります。このため行動計画では、教育環境等の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの心身の健やかな成長に資する教育を果たすことができるよう支援します。

#### (4) 子どもが安心して生活できる環境に関する親の責任

子育て中の親は、子どもが安心して生活できる環境をつくる責任があります。このため行動計画では、地域における生活環境の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもが安心して生活できる環境を作れるよう支援します。

**(5) 男女が協働して子育てを行うことに関する親の責任**

子育て中の親は、子育てを男女が協働して行う責任があります。

このため行動計画では、男女協働で子育てしやすい環境づくりによって、子育て中の親が自らの責任により男女協働で子育てができるよう支援します。

**(6) 子どもの安全の確保に関する親の責任**

子育て中の親は、子どもの安全の確保を図る責任があります。

このため行動計画では、交通安全教育や犯罪等の被害から守るための支援事業などの充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの安全の確保を図れるように支援します。

**(7) 子どもへの虐待防止や子どもの権利を守ることに関する親の責任**

子育て中の親は、子どもへの虐待防止や子どもの権利を守る責任があります。

このため行動計画では、啓発や相談支援事業などの充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもへの虐待を防止するとともに子どもの権利を守るができるように支援します。

## 2. 施策の基本的視点

将来の登別市を担う子どもを育成し、又は育成しようとする父母その他の保護者が、男女で協働して子育てについての第一義的責任を担い、子育てについての喜びが実感され、子どもが健やかで健全に育成できるよう、次の視点に立った取り組みを推進します。

### (1) 子どもの視点

子どもの権利は子ども自身で擁護することが難しいことから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

### (2) 次代の親づくりという視点

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や個人の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取り組みを進めます。

### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国や北海道及び市はもとより、職場や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手と協働して支援を進めていきます。

### (5) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを推進します。

#### **(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点**

地域においては、子育てに関する活動を行う社会福祉協議会、子ども会、町内会、自治会、NPO、子育てサークルを始めとする様々な地域活動、主任児童委員、民生委員・児童委員等が活動しています。

さらに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる獅子舞等の伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した取組を進めます。

また、相談機能を踏まえた保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ります。

#### **(7) サービスの質の視点**

利用者が適切で良質なサービスを安心して利用できる環境を整備するために、サービスの質などを評価し向上させていくといった視点から、人材の育成を図るとともに、情報の公開やサービス評価等の取組を進めます。

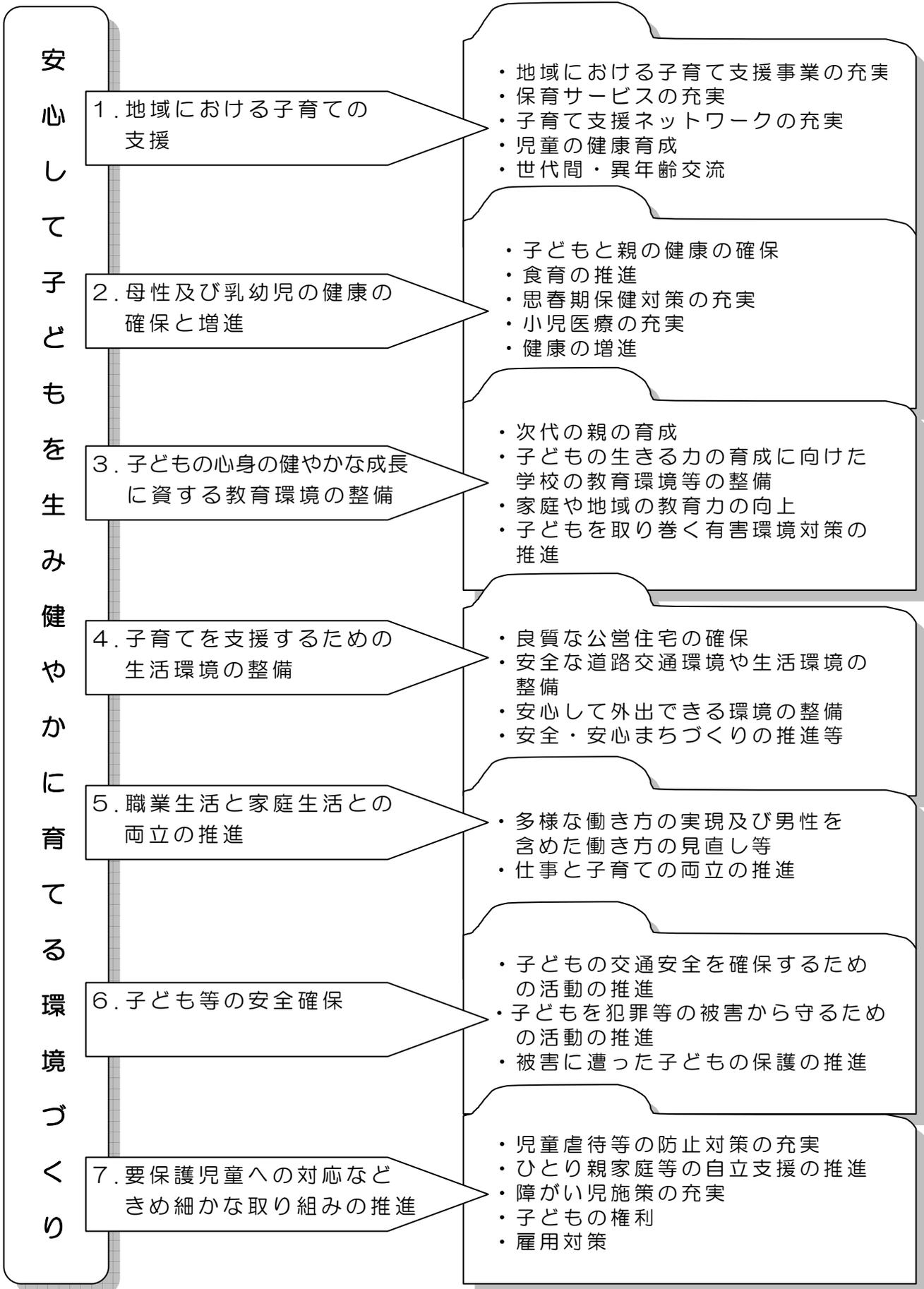
#### **(8) 地域特性の視点**

地域における人口構成、基幹産業や社会資源の状況等は様々であることから、次世代育成支援においては、地域の特性を踏まえて主体的な取組を進めていきます。

# 第 4 章



## 第4章 推進施策と取り組み



## 1. 地域における子育ての支援

### (1) 地域における子育て支援事業の充実

子育てを男女が協力してできるように、地域における子育て支援事業の充実と情報の提供、相談等を進めます。

ア

児童の保護者又はその他の者の居宅において児童の子育てを支援する事業

#### ファミリーサポートセンター事業（子育てグループ）

男性と女性が仕事と子育てを両立できる環境づくりを目的に、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）の双方が会員となり、依頼会員が残業や急用などのとき、提供会員の自宅での子どもの預かりや送迎などを行い子育て支援の充実を図ります。

●平成 20 年度実績 件数 2,072 件・会員総数 638 人

●ファミリーサポートセンター事業目標

区分	平成 21 年度末	平成 22～26 年度目標
設置数	1 か所	1 か所

#### 産後子育てママ派遣事業（子育てグループ）

出産後のお母さんの体力が回復するまでの間、育児や家事の支援を必要とする家庭に対し、ヘルパーが訪問してお母さんや生まれたお子さんの身の回りの世話などを行い、お母さんが安心して日常生活を営むことができるよう支援します。

◇平成 20 年度実績 件数 1 件（延べ 7 日）



## 放課後児童クラブ事業（子育てグループ）

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、未設置校区の整備を推進します。

◇平成 20 年度実績 150 人（利用児童）

## ●放課後児童クラブ事業目標

区分	平成 21 年度末	平成 22～26 年度目標
設置数	6 か所	8 か所
定員数	180 人	240 人

## 子どもショートステイ事業（子育てグループ）

病気などにより児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を一定の期間、児童養護施設で養育します。

## ●子どもショートステイ事業目標（市外施設へ委託）

区分	平成 21 年度末	平成 22～26 年度目標
設置数	1 か所	1 か所

## 里親制度（子育てグループ）

里親制度の活用を図ることにより、児童福祉の向上に努めます。

## 一時保育事業（子育てグループ）

保護者の就労等により一時的に家庭での保育が困難となる児童の保育や保護者の急病、事故等により緊急的又は一時的な保育を実施します。

◇平成 20 年度実績 利用実日数 546 日

## ●一時保育事業目標

区分	平成 21 年度末	平成 22～26 年度目標
実施数	1 か所	2 か所
目標事業量	—	1,100 日

## 私立幼稚園保育の充実（子育てグループ）

市内私立幼稚園で実施している延長保育（預かり保育）を推進するとともに、幼児教育の充実を図ります。

◇平成 20 年度実績 拡大時間 14 時から 17 時

## ふれあいと子育て力の向上

親子のふれあいや親同士、高齢者との交流や子育て相談を通じて子育て力の向上を図れる場を提供します。

### ■ 地域巡回子育て広場（子育てグループ）

子育てサポーターや地域ボランティアの支援により、子育て中の親からの相談や遊びを通じた交流を行い、家族間の仲間づくりを広める場の提供を行います。

### ■ お父さんの子育て広場（子育てグループ）

子育て中の父親が子どもと楽しく遊びながら、父親同士の情報交換や交流の場を提供し、父親の子育て力の向上を促します。

### ■ 私立幼稚園の休日開放（子育てグループ）

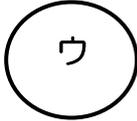
土・日曜日に幼稚園児の父母や子育てサークル等に交流の場を提供し、地域における子育てを支援します。

### ■ ふれあい子育てサロン（社会福祉協議会）

子育て中の親子と高齢者が、気軽に・楽しく・自由に集い、それぞれの興味や関心にあわせた交流・活動等を通じ、仲間づくりを支援するとともにその拡大に努めます。

◇平成 20 年度実績 4 か所





地域における子育て支援や、児童の子育てに関する問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

**地域子育て支援拠点事業（子育てグループ）**

子育て家庭の育児相談、気軽に交流できる巡回子育て広場やあそびの広場等を提供するとともに、子育てサークルへの支援、子育てに関する工夫した情報提供、おにたま文庫の貸し出し等子育て支援を推進します。

また、センター型（中央・登別）に加え、新たにひろば型を開設し、子育て支援及び関係機関とのネットワークの充実を図りながら、地域における子育て支援を推進するための人材育成に努めます。

●子育て支援センター設置目標

区分	平成 21 年度末	平成 22～26 年度目標
中央センター	1 か所	1 か所
地域センター	1 か所	3 か所（ひろば型 1 か所）

**子育てサポーターと地域ボランティアの育成（子育てグループ）**

地域の子育て支援や相談体制の充実を図るため、地域の子育て支援事業を推進する子育てサポーターや地域ボランティアの発掘・育成に努めます。

**地域巡回子育て広場（子育てグループ）再掲**

子育てサポーターや地域ボランティアの支援により、子育て中の親からの相談や遊びを通じた交流を行い、家族間の仲間づくりを広める場の提供を行います。

**幼児教育等に関する情報提供等の促進（子育てグループ）**

各幼稚園で、保護者等から日頃の幼児教育に関する不安や悩みなどの相談に対し、相談や情報提供を速やかに受け入れられるような体制づくりの促進を図ります。

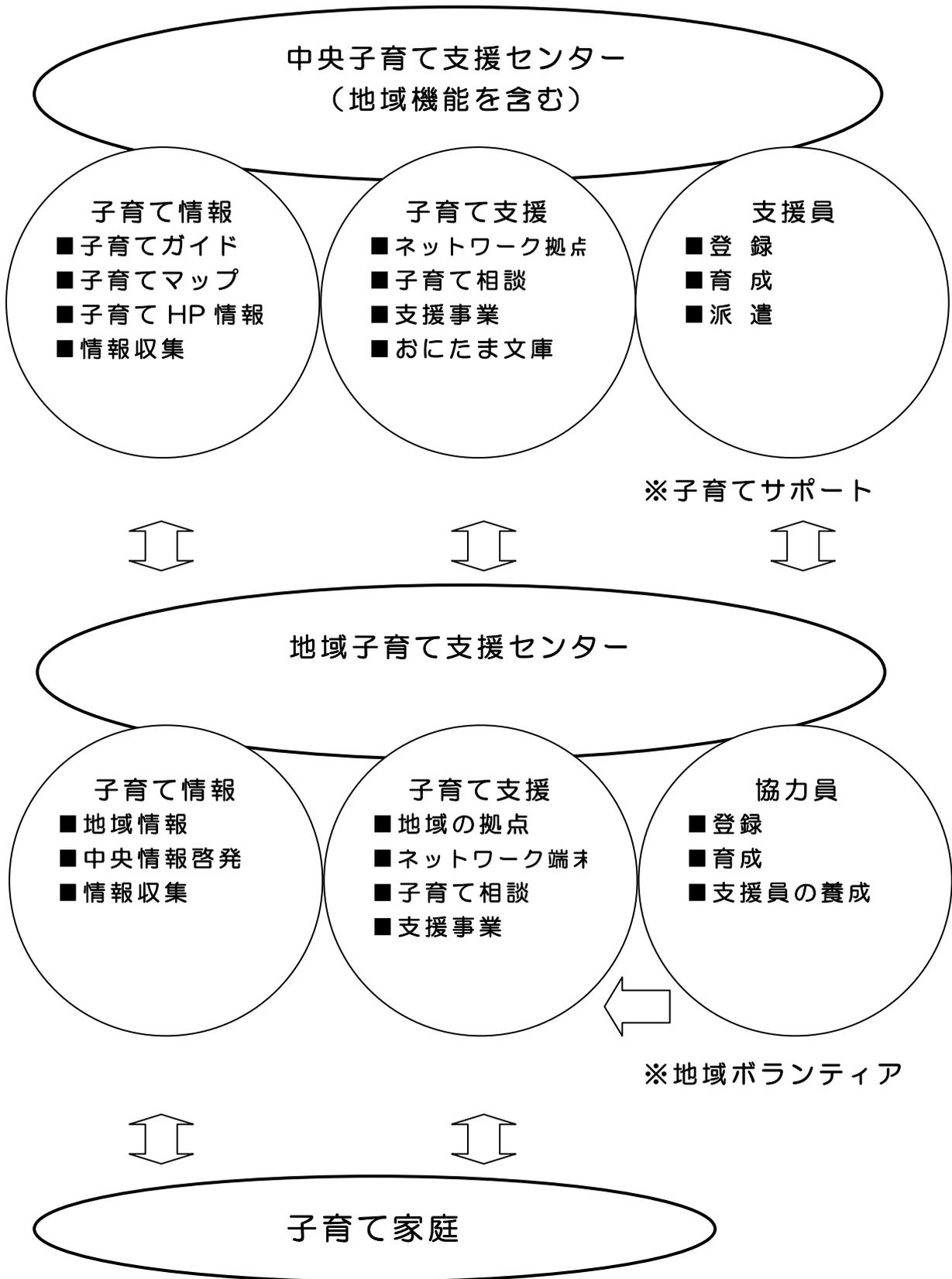
**子育て相談（子育てグループ）**

子育てに関する悩みを抱えている子育て家庭の相談を、子育てグループや子育て支援センターで行い、子育てを支援します。

**情報の提供**

市や広域で行っている子育て支援に関する情報を広報誌及び市、関係機関のホームページにより情報提供するとともに、市内サービス機関等の協力を得て情報提供の充実を図ります。

●子育て支援センターの連携図



エ

子育てを父親と母親が協働してできるように父親の子育て力の向上を支援します。

#### お父さんの子育て手帳の作成・配布（子育てグループ）

お父さんの子育てを支援するために、子育て情報を提供します。

#### お父さんの子育て広場（子育てグループ）再掲

子育て中の父親が子どもと楽しく遊びながら、父親同士の情報交換や交流の場を提供し、父親の子育て力の向上を促します。

#### 家族で食べよう！お父さんの料理教室（子育てグループ）

いつも家事と育児で忙しいお母さんのサポートや親子同士の交流を図るため、お父さんを対象にした料理教室とその料理を家族で試食する事業を行います。

#### 男女共同参画の推進（市民サービスグループ）

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を改善し、女性も男性も一人ひとりの能力を活かしていきいきと働き、同時に家事・育児・介護や地域活動などにも十分力を注げるような社会を形成するため、講演会・学習会の開催や情報誌等による啓発周知に努めます。



## (2) 保育サービスの充実

核家族化の進行や就労女性の増加等により、保育需要は増加しています。また、就労環境の多様化に伴い、子育て家庭の実情に応じた多様な保育形態が求められています。

このことから、これまでの保育所サービスに私立幼稚園の預かり保育や、認定こども園など民間等の活力を活用して、多様な保育に取り組むとともに、量的な充足を図ります。また、保育の質の向上のため専門研修等を実施し保育士等の資質の向上に努めます。

### 通常保育事業（子育てグループ）

保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育や定員の見直しを実施し、児童の健全な育成を図るとともに保護者等の支援を行います。

◇平成20年度実績 入所児童数483人（3月1日現在）

#### ●通常保育事業目標

区分	平成21年度末	平成22～26年度目標
実施数	5か所	5か所
定員	540人	540人

### 延長保育事業（子育てグループ）

保護者の就労形態の多様化等により、延長保育のニーズが高まっていることから、全ての保育所で延長保育の受け入れを行うとともに、内容の充実に努めます。

◇平成20年度実績 利用平(均実)人員78人・延べ4,385人

#### ●延長保育事業目標

区分	平成21年度末	平成22～26年度目標
実施数	5か所	5か所
目標事業量	—	153人

### 休日保育事業（子育てグループ）

日曜・祝祭日などに、保護者の勤務等により家庭で保育できない場合に、休日保育を行います。

◇平成20年度実績 1日平均利用人員6人・延べ389人

#### ●休日保育事業目標

区分	平成21年度末	平成22～26年度目標
実施数	1か所	1か所
目標事業量	—	10人

### 一時保育事業（子育てグループ）再掲

保護者の就労等により一時的に家庭での保育が困難となる児童の保育や保護者の急病、事故等により緊急的又は一時的な保育を実施します。

◇平成20年度実績 利用実日数 546日

#### ●一時保育事業目標

区分	平成21年度末	平成22～26年度目標
実施数	1か所	2か所
目標事業量	—	1,100日

### 乳児保育事業（子育てグループ）

生後6ヶ月以上の日々保育に欠ける乳児を保育し、乳児の健全な発達を促します。

◇実施か所 5保育所

### 障がい児保育事業（子育てグループ）

3歳以上で心身に障がいを持つ児童や発育・発達に心配のある児童で、集団保育が可能な児童を受け入れ、児童の健全な成長、発達を促すとともに、障がい児保育の充実に努めます。

### 保育所広域入所事業（子育てグループ）

保護者が勤務場所や通勤などの都合により、他市町村の保育所にも入所できるよう配慮し保護者の負担軽減を図ります。

### 病児・病後児保育事業（子育てグループ）

保護者の就労などの理由により、病氣中もしくは病氣の回復期にある児童で、家庭内で保育できない場合、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を行います。

#### ●病児・病後児保育目標

区分	平成21年度末	平成22～26年度目標
実施数	—	1か所

### 認定こども園の推進（子育てグループ）

就学前の子どもに幼児教育・保育を保護者の就労の有無にかかわらず一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園を推進します。

#### ●認定こども園目標

区分	平成21年度末	平成22～26年度目標
実施数	—	2か所

### 保育所地域活動事業（子育てグループ）

地域に開かれた保育所として、全ての保育所でお年寄りとの世代間交流や地域の異年齢児交流事業を実施します。

### 保育の質の向上（子育てグループ）

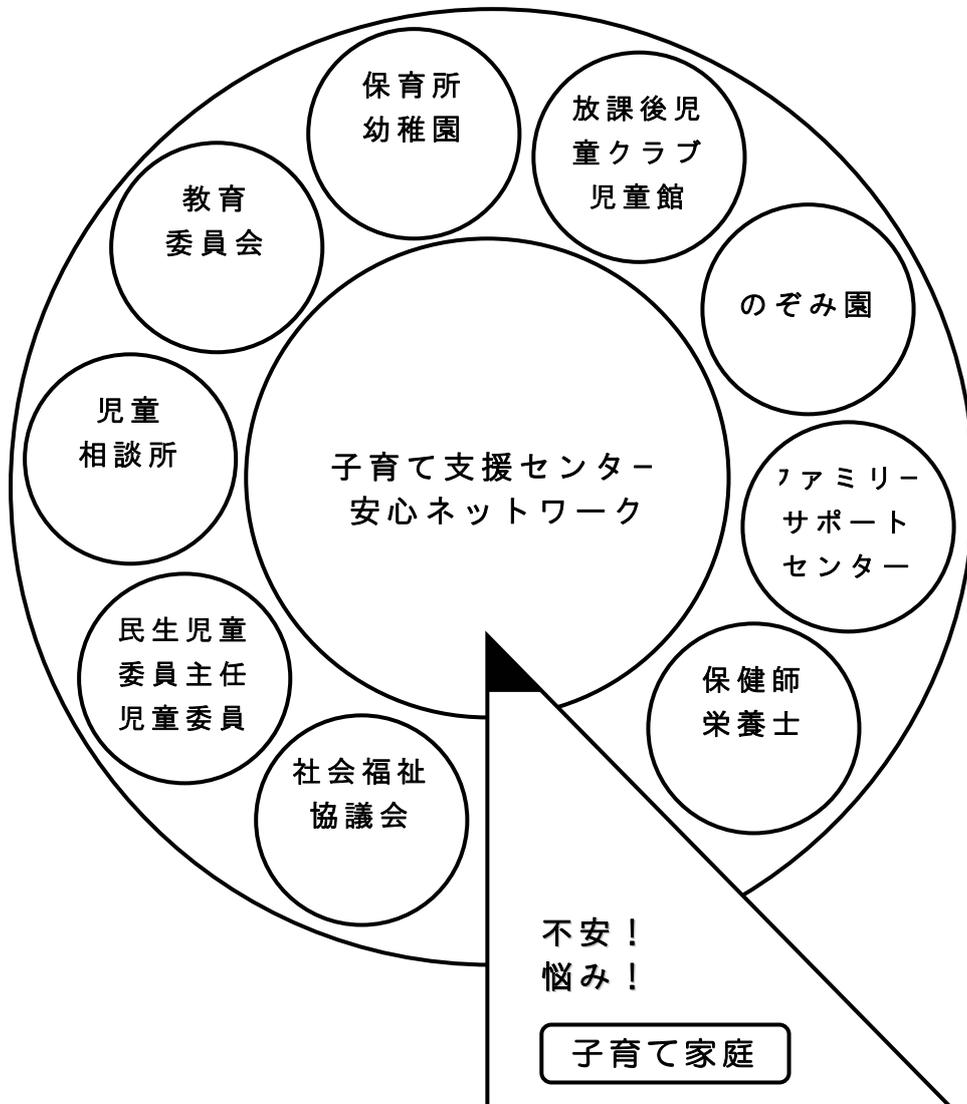
保育の質の向上を図るため、保育士の専門性、人材の安定的な確保を目指し、保育士の研修体制等の充実などに積極的取り組みます。



(3) 子育て支援ネットワークの充実

子育て家庭に、きめ細やかな子育て支援事業や保育支援を効果的・効率的に提供できるよう、子育て支援センターを核とした関係機関等によるネットワークの充実に努めます。

安心ネットワー



### 子育て支援センター事業の充実（子育てグループ）

子育て家庭にきめ細やかな子育て支援事業や相談機能を効果的・効率的に提供できるよう、子育て支援センターを中心とした関係機関等によるネットワークの充実を進めます。

また、地域子育て支援センターを鷺別地域、若草・新生・富岸地域に設置し、中央子育て支援センターとの連携を図り、地域に密着した支援体制の強化に努めます。

### 子育てサポーターと地域ボランティアの育成（子育てグループ）再掲

地域の子育てを推進する子育てサポーターや地域ボランティアを、子育てネットワークの一員として発掘・育成します。

### 子育て支援情報の提供（子育てグループ）

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう関係機関・民間施設等の協力を得て配置し、パンフレット、子育てマップや子育てガイドブックなどによる情報提供の充実を図ります。（子育て支援センター情報紙・子育てサークルパンフレット等）

### 子育て支援サークルへの支援と連携（子育てグループ）

親子交流を行っている子育てサークルの取り組みなどに対する支援や連携を行います。

◇平成 20 年度実績 7 団体

### 私立幼稚園の休日開放（子育てグループ）再掲

土・日曜日に幼稚園児の父母や子育てサークル等に交流の場を提供し、地域における子育てを支援します。

### 家庭教育手帳の配布（社会教育グループ）

家庭における子育て情報「家庭教育手帳」の CD-ROM 化を図り、手軽に情報が得られ、活用できるよう子育て家庭の支援を行います。

（乳幼児編・小学生編・小学生～中学生編）

### 家庭教育啓発（社会教育グループ）

家庭教育のあり方についての親や市民に啓発を行うため、広報紙「明日を開く窓」を発行します。

◇平成 20 年度実績 年 3 回発行

#### (4) 児童の健全育成

子どもの健全な育成は、児童館、学校等の社会資源及び子育てに関する活動を行う団体等を活用した居場所づくりなどにより、社会性や自主性が養われるような取り組みを進めます。

#### 居場所づくり

##### 健全育成の場

児童館

放課後  
児童クラブ

青少年  
会館

図書館

##### 親子のふれあいの場

子育て  
広場

子育て  
サロン

のぞみ園  
開放事業

図書館  
事業

学校開放  
事業

##### 児童の活動の場

スポーツ

自然体験

子ども会

文化伝承

##### 市民とのふれあいとまちづくりの場

地域交流

社会学習

福祉体験

居場所  
づくり

## 健全育成の場所づくり

次代を担う児童を健全に育成する場を提供します。

### ■児童館（子育てグループ）

児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操を豊かにし、児童福祉の向上を目的とした児童館活動を充実するとともに、児童の適正な居場所の確保のため設置個所の見直しに努めます。

◇児童館の設置数 平成 20 年度末 10 か所

#### ●児童館設置目標

区分	平成 21 年度末	平成 22～26 年度目標
実施数	11 か所	12 か所

### ■放課後児童クラブ（子育てグループ）再掲

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。

◇平成 20 年度末利用実績 6 か所 150 名

#### ●放課後児童クラブ事業目標

区分	平成 21 年度末	平成 22～26 年度目標
設置数	6 か所	8 か所
定員数	180 人	240 人

### ■放課後子どもプラン推進事業（社会教育・子育てグループ）

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援します。

◇平成 20 年度実績 1 か所 登録児童数(子ども教室 70 人：児童クラブ 21 人)

#### ●目標事業量

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
実施数	1 か所	2 か所
登録・利用数	91 人	200 人

### ■青少年会館（社会教育グループ）

青少年が学習、サークル活動、並びに体育、レクリエーション等を通じ、余暇の活用を図るとともに社会文化の向上を目途に健全な次の世代の担い手になる場を設置しています。

◇平成 20 年度末設置実績 4 か所

### ■図書館（図書館）

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集・整理し、児童の教養や文化の学習等に寄与するとともに、図書館機能の充実を図ります。

## 親子のふれあいの場づくり

親子のふれあいを通じた子育ての場を提供します。

### ■ 地域巡回子育て広場（子育てグループ）再掲

子育てサポーターや地域ボランティアの支援により、子育て中の親からの相談や遊びを通じた交流を行い、家族間の仲間づくりを広める場の提供を行います。

### ■ ふれあい子育てサロン（社会福祉グループ）再掲

子育て中の親子と高齢者が、気軽に・楽しく・自由に集い、それぞれの興味や関心にあわせた交流・活動等を通じ、仲間づくりを支援するとともにその拡大に努めます。

### ■ 児童デイサービスセンターのぞみ園開放事業（のぞみ園）

心身障がい児の居場所づくりとして、児童デイサービスセンターのぞみ園を土曜日・日曜日・祝祭日に開放します。

### ■ 図書館事業（図書館）

親子がふれあう機会を計画的に提供するため、気軽に利用できる自由な交流の場である図書館を会場に各種事業を行います。  
◇平成20年度実績 親子工作・読み聞かせ・紙芝居など

### ■ 社会教育施設の開放事業（社会教育グループ）

子どもたちの豊かな体験活動を促進するため、月2回の午前中を優先的に無料開放します。  
◇開放施設 郷土資料館：参加延べ数928人



## 児童の活動の場所づくり

次代を担う児童が活動や体験ができる場を提供します。

### ■スポーツ振興事業（社会教育グループ）

小中学生を対象としたスポーツ教室やスポーツ講習会、スポーツ大会を開催します。（少年スキー教室、少年野球教室、少年サッカー教室、少年テニス教室など）

◇平成20年度実績 参加延べ1,010名

### ■スポーツ少年団等への支援（社会教育グループ）

スポーツ少年団本部に助成することにより、加盟団体の育成を図り、剣道・サッカー・野球・柔道などの少年団の活動を支援します。

◇平成20年度実績 22団体 364人

### ■ネイチャーセンター自然体験事業（ネイチャーセンター）

子どもたちの豊かな心や生きる力を育むため、ネイチャーセンターにおける事業（自然教室、幼児向け自然教室、大人向け自然体験、ふおれすと鉱山冬まつり等）を推進します。

◇平成20年度実績 開催数148回・参加延べ4,116人

### ■子ども会活動への支援（社会教育グループ）

登別市子ども会育成連絡協議会が開催する「こいのぼりマラソン大会」や「かるた大会」を支援します。

◇平成20年度実績 5事業・参加者延べ312人

### ■郷土資料館・文化伝承事業（社会教育グループ）

地域の連帯感と心の豊かさを醸成するとともに、地域文化の理解や親子のふれあいを深めるため、資料館の日の設置や親子体験事業（そばうち体験、工作教室）などを行います。

◇平成20年度実績 19事業・参加者延べ786人



## 市民とのふれあいとまちづくりの場所づくり

次代を担う児童が地域とふれあい、まちづくりに参加する場を提供します。

### ■子ども地域交流プラザ（社会教育グループ）

各中学校区、札内来馬の6地区に運営委員会を設置し、自然体験、社会体験や奉仕活動など家庭や学校では体験できない活動を通して、親子のふれあいや異年齢の子どもによる集団活動、地域における人と人のふれあう活動を展開します。

◇平成20年度実績 6地区・参加者延べ2,669人

### ■ボランティア体験月間（社会福祉グループ）

ボランティア活動に興味のある市民（児童）を対象に、気軽に無理なく体験できるプログラムを関係機関・団体等の協力を得て実施しています。

◇平成20年度実績 48種類・45団体・参加者延べ206人

### ■安全・安心な居場所づくり（社会教育・学校教育・子育てグループ）

心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むため、「放課後子どもプラン」を推進するとともに、中高生が自ら考え提案する活動の拠点づくりを支援します。

また、学校単位で話し合い、まちづくりへの参加の意義を学ぶとともに、次世代を担う人材の育成に努めます。



### 生涯学習フェスティバル（社会教育グループ）

児童の健全育成のため、郷土芸能やよさこいソーランなどの団体の活動紹介やものづくり体験、遊びを取り入れたフェスティバルを隔年で開催します。

### 学校開放事業の推進（社会教育グループ）

地域のスポーツ活動促進のため、市内の小・中学校の体育館を解放します。

◇平成 20 年度実績 10 校・66 団体

### 社会を明るくする運動（社会福祉グループ・市民サービスグループ）

青少年の非行防止と更生保護を街頭パレードや広報紙などにより啓発するとともに、青少年の非行防止のための公開ケース研究会を開催します。

### 補導センターの充実（社会教育グループ）

関係機関や団体、地域と連携を密にし、青少年の非行防止と保護に努めます。

### 楽しい花火の遊び方の啓発（消防本部・市民サービスグループ）

夏休み期間は、花火など屋外で火を使うことが多くなり、特に花火による事故が多く発生しますので、花火を正しく使い、楽しく遊ぶことを啓発します。



### (5) 世代間・異年齢交流

地域における子育て家庭の支援は、子育て経験者である地域の高齢者との世代間交流や、子育て相談及び各種の子育て支援の提供の場として公共施設の余裕空間の活用を図ることにより、効果的に進めます。

#### 保育所世代間・異年齢交流事業（子育てグループ）

子どもや子育て家族に良い影響を与えている世代間交流事業を行います。

◇平成 20 年度世代間交流事業実績	5 保育所・参加延べ 2,327 人
◇異年齢交流事業実績	1 保育所・参加延べ 166 人
◇地域交流事業実績	1 保育所・参加延べ 108 人

#### 私立幼稚園異年齢・世代間交流事業（子育てグループ）

幼稚園児と地域のお年寄りや児童等との交流を通して、ふれあいや思いやりのある心を育みます。

#### 小学校世代間交流（社会教育グループ）

異年齢層間でのコミュニケーションを活性化させるため、異世代間の交流の場としての世代間交流を促進します。

◇平成 20 年度実績 8 校で実施

#### ふれあい子育てサロン（社会福祉グループ）再掲

子育て中の親子と高齢者が、気軽に・楽しく・自由に集い、それぞれの興味や関心にあわせた交流・活動等を通じ、仲間づくりを支援するとともにその拡大に努めます。

## 2. 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進

### 健康増進計画

母子の健康確保や増進は、本計画に「健康増進計画」を組み入れて、保健、医療、福祉及び教育の連携による支援を推進します。

#### 母親と児童の健康管理

##### 妊婦

健康相談

母子健康  
手帳

妊産婦  
訪問

妊婦  
健康診査

すこやか  
マタニティ  
教室

栄養指導  
栄養相談

##### 産婦

健康相談

母子健康  
手帳

産婦  
訪問

栄養指導  
栄養相談

##### 乳幼児

健康相談

母子健康  
手帳

乳幼児  
訪問

乳幼児  
健康診査

乳幼児  
食育事業

歯科保健  
予防接種

##### 小学生・中学生

新入学児  
健康診査

児童生徒  
健康診断

思春期  
健康相談  
健康教育

心の相談

薬物乱用  
防止対策

### (1) 子どもと親の健康の確保

妊娠期から乳幼児期を通じた母子の健康の確保と、親の育児不安を乳幼児健康診査の場を活用した相談指導により解消を図るとともに、子どもの虐待の発生予防としての支援体制の整備を図ります。

#### 母子保健医療の充実（健康推進グループ）

妊娠と出産  
の安全性の  
確保

医療機関の協力を得ながら、周産期医療サービスの推進に努めるとともに、若年、高年出産などハイリスク妊婦に対する支援体制の充実に努めます。

また、妊産婦に対する保健指導や相談の機会を拡大し、産前産後の不安解消などの支援活動を充実します。

※相談は、以下の事業の中で行っています。

#### 母子健康手帳

健康データを記録し、お母さんとお子さんの健康管理に役立てることを目的に、妊娠中の方に交付します。また、安心して妊娠期を過し出産を迎えられるよう妊娠期アンケートを行い支援の継続に努めます。

##### ●母子健康手帳交付目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
交付者数	374人	妊婦全員

#### 妊産婦訪問

訪問による保健指導を行います。

##### ●妊産婦訪問目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
訪問数	328人	妊産婦全員

#### 不妊治療の普及啓発

不妊治療（対外受精・顕微授精に限る）を受けている方の経済的負担を軽減するなどを目的とした、北海道が行う「特定不妊治療費助成事業」の普及啓発に努めます。

## 妊婦健康診査

### ●一般健康診査目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
交付数	374人	妊婦全員

### ●超音波検査目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
交付数	374人	妊婦全員

## すこやかマタニティ教室

妊婦と夫を対象に年3回、1回15組で3日間、沐浴、おむつ交換等の実習体験や先輩ママとの交流会等を行います。

### ●すこやかマタニティ教室目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
妊婦の参加者数	112人	妊婦全員



母子保健  
サービスの  
充実

健康診査については、受診率の向上に努めるとともに、子どもの発達や育児に不安・負担があるなど、必要なケースには保健指導など適切な育児支援や子どもの虐待の発生予防に努めます。

また、子育て支援センターや保育所、幼稚園などとの連携等により課題を抱える個々のケースについて支援強化に努めます。

### 乳幼児訪問

#### ●新生児・乳児（低体重児）目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
家庭訪問数	340人	新生児・乳児全員
こんにちはあかちゃん訪問	59人	生後4か月までの乳児全員

※赤ちゃん訪問は看護師・栄養士・保育士による訪問

#### ●幼児（1年6か月・3歳児健診事後）目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
訪問数	56人	支援を必要とする幼児

### 乳幼児相談

フォロー児、相談のある乳幼児全員を対象に、月1回、年12回相談を行います。

#### ●乳幼児相談目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
相談数	56人	相談ある乳幼児全員

### 4か月児健康診査

4か月児を対象に、月1回、年12回、問診、診察、計測、育児相談、栄養相談を行います。

#### ●4か月児健康診査目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
健康診査数	327人	4か月児全員

### 1 歳 6 か月児健康診査

1 歳 6 か月児を対象に、月 1 回、年 1 2 回、問診、診察、計測、歯科検診、育児・栄養・歯科相談、フッ素塗布を行います。

#### ● 1 歳 6 か月児健康診査目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
健康診査数	397 人	1 歳 6 か月児全員

### 3 歳児健康診査

3 歳児を対象に、月 1 回、年 1 2 回、問診、計測、歯科検診、診察、尿検査、育児・栄養・歯科相談を行います。

#### ● 3 歳児健康診査目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
健康診査数	350 人	3 歳児全員

### 幼児歯科保健対策

#### フッ素洗口

保育所の 4・5 歳児を対象に、フッ素洗口を行います。

#### ● フッ素洗口目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
洗口数	205 人	保育所通所児全員

#### フッ素塗布

1 歳 6 か月児健康診査受診者を対象に、半年毎、4 歳までフッ素塗布を行います。

#### ● フッ素塗布目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
塗布数	697 人	申込者全員

#### むし歯予防教室

1 歳～1 歳 6 か月児とその保護者を対象に、1 回 20 人、年 2 回、歯科医師による健康教育、歯科検診等を行います。

◇平成 20 年度実績 参加者数 44 組

## (2) 食育の推進

生涯にわたる健康づくりの基本となる食の大切さを広めていく観点から、乳幼児期の発達段階に応じた食に関する情報等の提供を行い、こころと身体の健康づくりを推進します。

### 保育所における食育の推進（子育てグループ）

乳幼児期は、将来にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての「食を営む力」の基礎を培う時期です。

乳幼児期は、発育・発達が旺盛な時期であり、個人差も大きいことから、保育所と家庭が密接に連携をとりながら、家庭の状況、子どもの食欲、食べられる量、食べ物の嗜好など個人差に十分に配慮し、一人一人の発育・発達に応じた食育を進めていく必要があります。これを推進するため、市では「保育所食育計画」を策定し、家庭と保育所の役割を分担し連携を図りながら、規則正しい生活リズムの確立、バランスのとれた食生活、望ましい食習慣の定着に向けた食育の推進を図ります。

### 妊産婦や乳幼児の栄養指導・栄養相談（健康推進グループ）

#### 乳幼児食育事業

乳幼児のいる保護者を対象に、1回15人、年3回、講話、栄養相談、調理実習、母子間交流を行います。

◇平成20年度実績 参加延べ24人

#### 母子栄養管理

8か月児を対象に、毎月1回、年12回、育児相談、離乳食指導、栄養相談、遊びの紹介等を行います。

##### ●母子栄養管理目標

区分	平成20年度実績	平成26年度目標
利用者数	316人	8か月児全員

### おやつ作り講習（子育てグループ）

子育て支援センターでは、栄養士の指導により、おやつ作りを楽しみながら、お母さん同士の交流を深める講習を開催します。

◇平成20年度実績 参加延べ36人

### 家族で食べよう！お父さんの料理教室（子育てグループ）再掲

いつも家事と育児で忙しいお母さんのサポートや親子同士の交流を図るため、お父さんを対象にした料理教室とその料理を家族で試食する事業を行います。

### (3) 思春期保健対策の充実

10代の性に関する健全な意識の涵養と、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙や薬物に関する教育や学童期・思春期におけるこころの問題について、学校教育や関係機関と連携を密にし、相談体制の充実を図ります。

## 思春期の心と体の問題

### 思春期の健康と性の問題（健康推進グループ）

「思春期教室」等を開催し、子どもたち自身が生命と性について知識を得て、自らを大切にすることを学習する場を設け、また、保健所等と連携して、正しい知識の啓発、普及に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

また、学校等で実施する性教室に関する相談や助言及び教材等の提供を行います。

### スクールカウンセラーの配置（学校教育グループ）

小・中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。

◇平成20年度実績 配置校：西陵・緑陽中学校 相談件数 226件

### 心の教室相談員の配置（学校教育グループ）

心の教室を設けるとともに相談員を配置し、生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるよう、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談を行います。

◇平成20年度実績 配置校：登別中・幌別中・緑陽中・鷺別中  
利用生徒数 2,249人・相談件数 89件

### 心の健康相談（室蘭保健所）

室蘭保健所は、市と連携して、心の悩みや病気の悩みをお持ちの方、またはご家族などのために、精神科医師や保健師による『心の健康相談』を無料で行っています。

## 薬物乱用防止対策や性教育対策の講習会（学校教育グループ）

性に関する健全な意識の涵養と併せて喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及を図るため、専門的な講師を呼んで保護者や児童生徒等に講習会を実施します。

#### (4) 小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、小児保健医療水準の充実に努め、疾病や障がいの早期発見、対応を図ります。

##### 小児保健医療水準の充実（健康推進グループ）

小児救急医療支援事業を実施し、小児救急医療等の充実に努めるとともに、乳幼児健診における育児支援の強化を図ります。

##### 小児救急医療電話相談の普及啓発（健康推進グループ）

子どもを持つ親が看護師や小児科医から子どもの症状に応じた適切なアドバイスを受けることができる、北海道が行う「小児救急医療電話相談事業」の普及啓発に努めます。

##### 予防接種推進の取り組み（健康推進グループ）

予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の推進に努めます。

事業名	実施内容
DPT 3種混合	[個別] 生後3か月から90か月
DT 2種混合	[個別] 11歳以上13歳未満
麻しん 風しん混合	[個別] 1期 生後12か月から24か月 2期 小学校就学前の1年間 3期 中学1年に属する年 4期 高校3年に属する年
ポリオ	[集団] 生後3か月から90か月
BCG	[個別] 生後3か月から6か月未満

##### 新入学児童健康診断（学校教育グループ）

小学校へ入学する児童の健康診断は、入学にあたっての健康指導や入学後の保健指導などに役立てる大切なもので、全ての新入学児童を対象に実施します。

##### 児童生徒健康診断（学校教育グループ）

区分	対象児童生徒
結核検診	小・中全員
心臓検診・眼科検診・耳鼻科検診	小1・中1
ぎょう虫卵検査	幼稚園・小1～小3
尿検査・内科検診・歯科検診	小・中全員

## (5) 健康の増進

市民の健康づくりのため健康増進計画を策定し、健康増進を推進します。

### 健康増進計画の策定と推進（健康推進グループ）

これからの、長寿社会を、心身ともに健やかで活力ある生活を送ることができるよう、健康的な生活習慣を身に付け、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすことを目指す「健康増進計画」を推進します。

#### 生活習慣 の改善

1. 栄養と食生活について
2. 身体活動と運動について
3. 休養とメンタルヘルスについて
4. 歯と口腔について
5. たばこについて
6. アルコールについて

#### 生活習慣病 の予防

1. 糖尿病の予防について
2. 循環器系疾患の予防について
3. がんの予防について

#### 年代別に おじた健康 づくり

1. 乳・幼児期
2. 学齢期
3. 青年期
4. 壮年期
5. 中年期
6. 高齢期

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

男女が協働して家庭を築き、子どもを生み育てることの喜びや意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

次世代を担う中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義や大切さを理解できるように、乳幼児とふれあう等の取り組みを進めます。

#### 子育て講演会（ファミリーサポートセンター）

最近の社会問題から、子どもを取り巻く環境と大人としての子どもへの接し方を考えます。

#### 子育て講座—親子で あ・そ・ぼ—（子育てグループ）

親子で遊ぶ楽しさを、子育て支援センターで体験します。

#### 男女共同参画講演会・学習会（市民サービスグループ）

女性と男性がお互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を發揮しながら、共に支え合う男女共同参画社会の形成を目指し、講演会や学習会を開催します。

#### 男女共同参画の啓発（市民サービスグループ）

情報誌やパンフレット、ビデオ等による啓発を推進します。



(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備  
次世代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

ア. 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

確かな学力の向上推進事業（学校教育グループ）

学力向上対策事業：学習状況の実態を把握するため、小中学校において標準学力検査を実施します。

イ. 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりも推進します。

特色ある学校づくり推進事業（学校教育グループ）

自由な学習環境の中で学ぶ総合学習や、命の尊さや自然に親しむ心を育てる小動物の飼育や学校菜園などを推進します。

◇平成20年度実績  
登別温泉入浴体験 小学校3年生を対象に実施  
総合的な学習活動 小・中の3年生を対象に実施  
生活科実施校 小学校1・2年生で実践

登別市青少年表彰（社会教育グループ）

登別市青少年問題協議会は、毎年度、郷土登別市の担い手としての豊かな心と実践力を持ち、他の模範となる青少年を表彰します。

少年の主張大会（社会教育グループ）

子どもたちが、日常生活の体験や、日ごろ考えていることを広く訴える大会を開催します。

## 通学合宿事業（社会教育グループ）

子どもたちが親元を離れて共同生活をしながら通学し、自主性や協調性、適応能力など生きる力を身に付ける事業を推進します。

◇平成21年度新規事業

## いじめや不登校児童・生徒への支援

いじめや不登校が年々増加している状況から、予防・早期発見・早期体策に努めます。

### 小学校・中学校

スクール  
カウンセ  
ラー

心の教室  
相談員

### 教育委員会

教育・  
いじめ  
相談

保護者  
懇談会

ふれあい  
サポート  
懇談会

### 関係機関との連絡・対策連携

生徒指導  
担当者  
連絡会議

不登校・  
いじめ等  
対策会議

こころの  
健康相談

### 小学校・中学校

いじめ  
学習資料

広報誌

## ■スクールカウンセラーの配置（学校教育グループ）再掲

小・中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。

## ■心の教室相談員の配置（学校教育グループ）再掲

心の教室を設けるとともに相談員を配置し、生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるよう、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談を行います。

### ■ 教育相談・いじめ相談（学校教育グループ）

専門相談員を2人配置し、電話や来室による相談を受けます。  
◇平成20年度実績 相談件数 19件

### ■ 保護者懇談会（学校教育グループ）

不登校児童・生徒をかかえる保護者との懇談会を開催して不登校対策に努めます。  
◇平成20年度実績 毎月第2火曜日

### ■ ふれあいサポート懇談会・地区別懇談会（学校教育グループ）

教職員（幼稚園、小・中学校）を対象とした不登校・いじめ等対策のための研修会を行い、教職員の資質の向上に努めます。  
◇平成20年度実績 懇談会 年2回開催・地区別 年2回開催

### ■ 生徒指導担当者連絡会議（学校教育グループ）

生徒指導担当者（部長）連絡会議を開催します。  
◇平成20年度実績 小中高合同 年1回  
小中及び中高合同 年2回

### ■ スタディ広場（学校教育グループ）

適応指導教室等の機能として、不登校児童生徒の復帰支援を行います。  
◇平成20年度実績 毎週火・水曜日開設

### ■ 不登校・いじめ等対策会議（学校教育グループ）

校長会や教頭会の代表、小・中学校教諭、教育委員会（補導センター含む）など30人構成による、不登校・いじめ等の対策を推進するための会議を開催します。  
◇平成20年度実績 年2回開催

### ■ 不登校・いじめ等対策教職員研修（学校教育グループ）

教職員（小・中学校）を対象とした、不登校・いじめ等対策のための研修会を行い、教職員の資質の向上に努めます。  
◇平成20年度実績 年2回

### ■心の健康相談（室蘭保健所）再掲

室蘭保健所は、市と連携して、心の悩みや病気の悩みをお持ちの方、またはご家族などのために、精神科医師や保健師による『心の健康相談』を無料で行っています。

### ■いじめ学習資料の配布（学校教育グループ）

「いじめ学習資料」を、小学5年生、中学1年生全員に配布します。  
◇平成20年度実績 年1回

### ■広報誌の発行（学校教育グループ）

広報誌「手をつなぐ親と子」を発行し、幼稚園児や小・中学校生がいる家庭に配布します。  
◇平成20年度実績 年3回発行



## ウ. 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。

### 子ども会活動への支援（社会教育グループ）再掲

登別市子ども会育成連絡協議会が開催する「こいのぼりマラソン大会」や「かるた大会」を支援します。

### スポーツ振興事業（社会教育グループ）再掲

小中学生を対象としたスポーツ教室やスポーツ講習会、スポーツ大会を開催します。（少年スキー教室、少年野球教室、少年サッカー教室、少年テニス教室など）

### スポーツ少年団等への支援（社会教育グループ）再掲

スポーツ少年団本部に助成することにより、加盟団体の育成を図り、剣道・サッカー・野球・柔道などの少年団の活動を支援します。



## エ. 信頼 される学 校づくり

学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けます。

さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行うとともに、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めます。

### 開かれた学校づくりの推進事業（学校教育グループ）

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するために、学校を開かれたものとし、学校の経営責任を明確にします。このためにも、学校評議員の配置や学校区の弾力的な運用を進めます。

## オ. 幼児 教育の 充実

幼児教育の充実のため、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めるための、幼児教育についての情報提供を進めます。

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連絡を図ります。

### 幼児教育等に関する情報提供等の促進（子育てグループ）

各幼稚園で、保護者等から日頃の幼児教育に関する不安や悩みなどの相談に対し、相談や情報提供を速やかに受け入れられるような体制づくりの促進を図ります。

### 学校給食指導事業（子育てグループ）

各保育所・幼稚園に入所・入園している5歳児を対象に、学校給食の指導を実施し、スムーズに小学校生活が過ごせるような体験を推進します。

◇平成20年度実績 1月～2月（10日間）・対象児童254人

### 私立幼稚園教育の支援事業（子育てグループ）

私立幼稚園に通園する園児の保護者の保育料負担の軽減や教育内容などの充実を図るため支援します。

### 幼児教育の振興（子育てグループ）

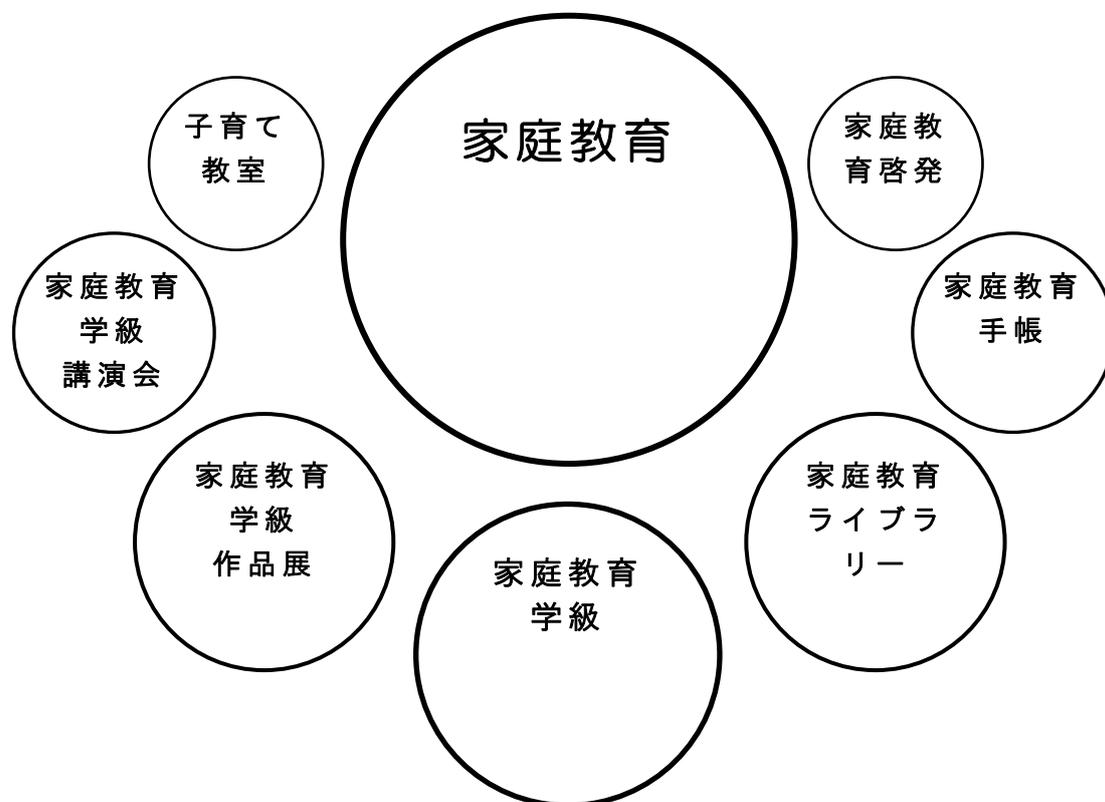
0歳からの教育を適切に推進するため、時代にふさわしい幼児教育の振興を図ります。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てるため、学校、家庭及び地域が連携し、家庭や地域における教育力が総合的に高まるように勤めます。

#### ア. 家庭教育支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものである。育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家族の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学児健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。



#### 家庭教育学級（社会教育グループ）

家庭での教育力向上のため、幼稚園児や小学生をもつ親が自主企画して行う、子育て等に関する学習会などを支援します。

◇平成20年度実績 12学級（幼稚園4・小学校8）・年47回開催  
参加延べ 1,417人

### 家庭教育学級作品展（社会教育グループ）

親同士の連帯や家庭の教育力向上のため幼稚園や小学校に開設されている家庭教育学級で制作した作品等を展示し、各学級の活動状況を紹介します。

#### ●家庭教育学級作品展目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
展示学級数	8 学級	12 学級

### 家庭教育講演会（社会教育グループ）

親のあり方や子育てのあり方等についての学習機会を提供します。

#### ●家庭教育講演会目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
参加数	34 人	100 人

### 家庭教育手帳の配布（社会教育グループ）再掲

家庭における子育て情報「家庭教育手帳」の CD-ROM 化を図り、手軽に情報が得られ、活用できるよう子育て家庭の支援を行います。  
（乳幼児編・小学生編・小学生～中学生編）

### 家庭教育啓発（社会教育グループ）再掲

家庭教育のあり方についての親や市民に啓発を行うため、広報紙「明日を開く窓」を発行します。

## イ. 地域の教育力向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくための取り組みを、地域住民や関係機関等の協力によって、豊かな自然環境等などの教育資源を活用し推進します。

### 豊かな体験活動の推進（社会教育グループ）

地域の団体と連携協力し、子どもや保護者に遊びやスポーツ、文化活動、自然体験、社会体験、地域活動（ボランティア活動）など豊かな体験活動を展開します。

各中学校区子ども交流プラザへのボランティア活動の取り入れ、ボランティア活動の機会提供とその充実を図ります。

◇平成 20 年度実績 6 地区・参加延べ 2,825 人

### ネイチャーセンター自然体験事業（ネイチャーセンター）再掲

子どもたちの豊かな心や生きる力を育むため、ネイチャーセンターにおける事業（自然教室、幼児向け自然教室、大人向け自然体験、ふおれすと鉱山冬まつり等）を推進します。

### 文化伝承館体験学習（社会教育グループ）

「親子こいのぼり作り体験」「ささ舟づくり」「夏休み冬休み工作教室」などバラエティにとんだ体験をします。

#### ●文化伝承館体験学習目標

区分	平成 20 年度実績	平成 26 年度目標
開催数	19 事業	20 事業

### 学校支援地域本部事業（社会教育グループ）

地域のボランティアで学校を支える仕組みづくりを構築するため、地域の教育力の向上や絆を強める活動を学校支援地域本部を設置し推進します。

◇平成 22 年度新規事業

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される有害凶書の氾濫や子どもの万引きについて、関係機関・団体やPTA等の地域住民と連携・協力をして、防止対策や啓発等を進めます。

##### 有害凶書立ち入り調査（社会教育グループ）

非行など問題行動の誘引となる有害凶書について実態把握と業者等の自主的措置を促すため立ち入り調査を行います。

◇平成20年度実績 年1回

##### 児童の巡回指導（社会教育グループ）

万引き等に関する調査や大型店舗等における児童への巡回指導を実施し、情報と現場の実態を把握するとともに分析・検証し児童の健全な環境の維持に努めます。



## 4. 子育てを支援するための生活環境の整備

### (1) 良質な公営住宅の確保

安心して子育てできる公営住宅の整備に努めます。

#### 良質な住宅の確保

公営住宅の建設、建替え時において、子育て家庭や高齢者などの入居者が安心して生活できる良質な住宅の供給を図ります。

### (2) 安全な道路交通環境や生活環境の整備

子育て家庭やすべての市民が安全で快適に使用できる道路や生活環境の整備に努めます。

#### 幅広い歩道や照明の整備

子育て家族や高齢者などすべての市民が、安全で快適に生活できるよう、幅の広い歩道などを含めた道路交通環境の整備に努めます。

また、交差点や急カーブなどの交通安全対策のため、幹線道路等に照明灯を設置します。

#### 危険防止

危険箇所の点検、交通安全施設や水路における安全防護施設の整備や遊泳禁止場所での指導を行います。



### (3) 安心して外出できる環境の整備

子育て家族やすべての市民が安心して外出できるまちづくりを進め、公共施設のバリアフリー化やバリアフリー情報提供に努めます。

#### 公共施設 のバリア フリー化

公共施設は、子育て家族や高齢者などすべての市民が利用しやすい環境づくりに努めるとともに、段差の解消や自動ドアの設置などバリアフリー化を進めます。

#### 子どもに 配慮した 景観整備

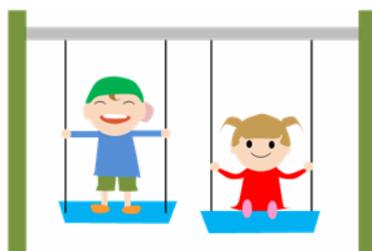
児童館や公園の整備を図るとともに、子どもが身近なところで、のびのび遊ぶことができる場所の確保や、子どもに豊かな自然環境を与え、子ども自身が遊びを見つけて、遊びを創りだせるような環境を整備します。

#### 子育てに 配慮した 景観整備

公共施設等において、ベビーベッド、オムツの交換場所など、子育て世帯が安心して利用できる設備の整備に努めます。

#### バリアフ リー情報 の提供

子育て世帯や高齢者世帯等へ、公共施設のバリアフリー等に関する情報の提供を推進します。



#### (4) 安全・安心まちづくりの推進等

防犯に関する活動の充実や、地域における町内会等が設置する防犯灯の整備促進など、防犯防止のまちづくりに努めます。

##### 防犯活動 の推進

「犯罪や事故・災害のない、明るく住みよい地域社会の実現」を目指して、室蘭登別防犯協会連合会や登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会と関係団体が連携しながら街頭犯罪等の防止や少年非行防止などを推進します。

##### 防犯連携

登別市

教育  
委員会

町内会

老人  
クラブ

警察署

郵便局

金融  
機関

##### 社会を明 るくする 運動

社会を明るくする運動により、青少年の非行防止と更生保護を街頭パレードや広報紙などにより啓発するとともに、青少年の非行防止のための公開ケース研究会を開催します。

##### 中学校区 健全育成 関係団体

各中学校区で子どもの健全育成を目的に活動する関係団体を支援します。

##### 補導セン ター活動

補導センターでは、関係機関や団体、地域と連携を密にし、青少年の非行防止と保護に努めます。

##### 防犯灯の 設置推進

町内会などが地域の安全を確保するために設置・改修する防犯灯について支援をします。

◇平成20年度実績 新規設置 13町内会 33基  
補修 38町内会 119基

## 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

男女が協働して仕事と子育ての両立ができるためには、男女の働き方に関する意識改善や子育てしやすい職場環境を図る必要があることから、市民や事業主に対して広報・啓発、情報提供に努めます。

#### 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(子育て・商工労政グループ)

将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造していくためには、男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が重要と考えます。

国は、平成19年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活調和推進のための行動指針」を策定し、少子化対策や仕事と子育て等の両立を国、地方そして企業等が連動し取り組むこととしたことから、これらを地域社会全体の運動として推進するため、ワーク・ライフ・バランスの具体的な取り組み方法等について、普及・啓発を図ります。

### (2) 仕事と子育ての両立の推進

保育サービス、放課後児童クラブ事業及びファミリーサポートセンター事業の充実を図り、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を推進します。

#### ファミリーサポートセンター事業(子育てグループ)再掲

男性と女性が仕事と子育てを両立できる環境づくりを目的に、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)の双方が会員となり、依頼会員が残業や急用などのとき、提供会員の自宅での子どもの預かりや送迎などを行い子育て支援の充実を図ります。

#### 男女の働き方に関する調査(商工労政グループ)再掲

労働基本調査の一項目として、男女共同参画社会に関するアンケート調査を行い実態の把握に努めています。

◇隔年で実施

#### 家族で食べよう!お父さんの料理教室(子育てグループ)再掲

いつも家事と育児で忙しいお母さんのサポートや親子同士の交流を図るため、お父さんを対象にした料理教室とその料理を家族で試食する事業を行います。

## 6. 子ども等の安全確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、年齢に適した交通安全教育を、民間団体等と連携して推進します。

#### ア 交通安全教育の推進

子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を、段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進します。

#### 幼児の交通安全教育（市民サービスグループ・子育てグループ）

幼児の交通安全教育は、交通安全ルールの理解と安全に行動できる習慣と態度を身に付けることを目標とします。

◇平成 20 年度実績 こぐまクラブ交通安全教室を開催・参加延べ 900 人

#### 小学校の交通安全教育（学校教育グループ・市民サービスグループ）

小学校の交通安全教育は、家庭、学校を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全運転、身近な交通規制を重点的に指導します。

◇平成 20 年度実績

女性指導員による交通指導	4月～10月
新入学児童に対する交通安全啓発	参加延べ60名・4月上旬
新入学児童を交通事故から守る街頭啓発	参加延べ500名・4月上旬
シルバー交通安全指導員による啓発	参加延べ468名・4月上旬

#### 中学校の交通安全教育（学校教育グループ・市民サービスグループ）

中学校の交通安全教育は、自転車の安全な利用、自動車の特性に応じた安全な行動、交通事故の防止と安全な生活について指導を行います。

◇平成 20 年度実績 緑陽・西陵中学校で実施 参加延べ 663 人

#### 高等学校の交通安全教育（学校教育グループ・市民サービスグループ）

高等学校の交通安全教育は、自転車の安全運転と車両としてのルール遵守、二輪車・自動車の特性に対応した交通事故の防止について交通社会に生きる一員として必要なマナーを身に付けられるよう、交通安全指導を行います。

### 交通安全教育広報活動の推進（市民サービスグループ）

交通安全教育に関する広報活動を行います。

### 主要通学路等における交通安全指導（市民サービスグループ）

主要通学路等における交通安全指導員の立哨指導を行います。

### 社会を明るくする運動（市民サービスグループ）再掲

7月は、青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生と理解を深める『社会を明るくする運動』の強調月間です。毎年関係機関の協力により、交通安全啓発とともに、街頭啓発パレードを行います。

#### イ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に行います。

### シートベルト・チャイルドシート着用の推進（市民サービスグループ）

自動車乗車中における死亡事故において、シートベルトを着用していなかった事故死亡者は6割を超え、その内3割はシートベルトを着用していれば助かったという結果が出されています。このことから、シートベルトの着用、チャイルドシートの後部座席設置による着用の意味について、あらゆる機会を通じて啓発を行います。



(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関や地域住民等と連携して防犯に努めます。

犯罪から  
子どもを  
守る活動

教育委員会や警察署など関係団体が連携しながら子どもが犯罪等の被害を受けないよう、防犯巡回や緊急保護などの対策を推進します

犯罪から子どもを守る連携

登別市  
警察署

教育  
委員会

学校  
PTA

健全育  
成団体

子ども  
110番

民生児  
童委員

町内会  
保護司

連携内容

情報  
提供

情報  
交換

防犯  
巡回

防犯  
講習

緊急  
保護

子どもを守る緊急地域連絡会議（学校教育グループ）

子どもを守る緊急地域連絡会議は、市内における児童・生徒を対象とした不審者の行動が頻発していることから、子どもが安心して学び・遊べる安全な環境づくりを地域で取り組み、学校、家庭、地域が連携を密にし、子ども達を事件、事故から守るための緊急対策を実施します。

子ども110番スタディちゃんの家（社会教育グループ）

子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所「子ども110番スタディちゃんの家」設置を地域住民等と連携して推進するとともに、設置箇所の拡充を図ります。

●「子ども110番スタディちゃんの家」設置目標

区分	平成20年度実績	平成26年度目標
設置数	529か所	600か所

児童の安全の確保（社会教育グループ）

学校や地域のボランティア・保護者等が協力して、登下校時等の見守りや巡回等を行い、児童の安全を確保します。

### （３）被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。

#### スクールカウンセラーの配置（学校教育グループ）再掲

小・中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。

#### 心の教室相談員の配置（学校教育グループ）再掲

心の教室を設けるとともに相談員を配置し、生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるよう、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談を行います。

#### 教育相談・いじめ相談（学校教育グループ）再掲

専門相談員を２人配置し、電話や来室による相談を受けます。

#### 不登校・いじめ等対策会議（学校教育グループ）再掲

校長会や教頭会の代表、小・中学校教諭、教育委員会（補導センター含む）など 30 人構成による、不登校・いじめ等の対策を推進するための会議を開催します。

◇平成 20 年度実績 年 2 回

#### 不登校・いじめ等対策教職員研修（学校教育グループ）再掲

教職員（小・中学校）を対象とした不登校・いじめ等対策のための研修会を行い、教職員の資質の向上に努めます。

#### 要保護児童対策（子育てグループ）

潜在化する児童の虐待や家庭環境の環境による子どもへの被害は、重大な権利侵害であり、その防止に向けて地域社会全体で取り組むため、要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の主任児童委員や家庭相談員及び児童相談所、警察等の関係機関と連携して、未然防止また、再発防止等に努めます。

## 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### (1) 児童虐待等の防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や、いじめ・不登校等が社会問題となっており、これらの一つの要因として、低迷する経済情勢に伴う就労環境の悪化が家庭環境をいっそう複雑化し、子どもたちへの深刻な被害につながっています。このことから、行政のみならず医療・保健・教育、児童相談所・警察等の関係機関を含めた地域全体で虐待等の未然防止に取り組むとともに、子どもを守る支援体制の強化を図ります。

#### 要保護児童対策地域協議会（子育てグループ）

児童虐待等の情報提供に基づき、要保護児童対策地域協議会の関係する事務担当者会議を開催し、虐待等の未然防止や早期発見・早期対応・再発防止等のための対応を行います。

◇平成20年度開催件数 7回・発生（対応）件数 16件

#### 子ども虐待防止マニュアル（子育てグループ）

児童の虐待等を地域全体で支え取り組む必要があることから、虐待防止マニュアルを関係機関等に配布し児童虐待との未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に努めます。

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、該当世帯への自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活・就業等の支援策、養育費等の経済的支援策等について、総合的な対策を推進します。

#### ひとり親家庭等への自立支援

相談

経済支援

就労支援

助産

一時養育  
養育等

### 家庭相談員（子育てグループ）

家庭における適切な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、子どもの問題で困ったり、悩んでいる人に対し、相談に応じ必要な助言指導を行います。

### 母子自立支援員（子育てグループ）

ひとり親家庭等に対し、生活等の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を支援するとともに、その自立に必要な指導を行います。

### 児童扶養・特別児童扶養手当（子育てグループ）

「児童扶養手当法」及び「特別扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当を支給します。

### 自立支援教育訓練給付事業（子育てグループ）

母子家庭の母の職業能力開発を促進するため「指導講座」を受講し、資格等の取得を行う者に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。

### 高等技能訓練促進給付事業（子育てグループ）

母子家庭の母が経済的自立に向け、資格を取得するための養成期間で修業の期間中の生活の安定のため、高等技能訓練促進給付金を支給します。

### 入院助産事業（子育てグループ）

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ助産を受けることにより、児童福祉の向上を図ります。

### 子どもショートステイ事業（子育てグループ）再掲

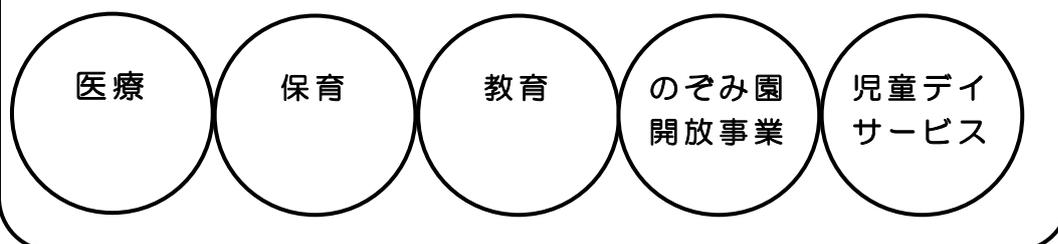
病気などにより児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を一定の期間、児童養護施設で養育します。

### (3) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進、障がい児の健全な発達支援や子育て家庭に対する育児相談、学習及び療育についての特別ニーズへの適切な支援を行い、保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れを推進し、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

#### 障がいのある児童への支援

##### 障がい児支援



#### ■ 小児医療の充実（健康推進グループ）

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、小児保健医療水準の充実に努め、疾病や障がいの早期発見、対応を図ります。

#### ■ 育成医療（室蘭保健所）

児童の身体障がいの除去または軽減により、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

#### ■ 障がい児保育（子育てグループ）

3歳以上で就学前の心身に障がいを持つ児童や発育・発達に心配のある集団保育が可能で日々通所できる児童を受け入れるとともに、関係機関と連携し児童の健全な成長・発達を促します。

#### ■ 新入学児童健康診断（学校教育グループ）再掲

小学校へ入学する児童の健康診断は、入学にあたっての健康指導や入学後の保健指導などに役立つ大切なもので、全ての新入学児童を対象に実施します。

#### ■ 特別支援教育（学校教育グループ）

障がいのある児童生徒に対し、一人ひとりの障がいの種類・程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要があることから、特殊支援学級の配置や介助員などの導入の推進を図ります。

◇平成20年度実績

特殊支援学級 小学校8校・18学級：中学校5校・10学級

### ■言語治療教室運営事業（学校教育グループ）

ことばの障がいがある子どもたちに必要な教育を行います。

### ■児童デイサービスセンターのぞみ園開放事業（のぞみ園）再掲

心身障がい児の居場所づくりとして、児童デイサービスセンターのぞみ園を土曜日・日曜日・祝祭日に開放します。

### ■児童デイサービス事業（のぞみ園）

心身に障がいのある児童の障がいを軽減させるための医療・訓練・療育等の充実を図ります。

### 通所授産事業（障害福祉グループ）

学齢を超えた者で就職困難な心身障がい者に、通所による作業及び生活の訓練を行い、社会人としての自立を図ります。

### 障がい者福祉計画の策定（障害福祉グループ）

市では、障がい者（児）の自立と社会参加を進めるため、平成18年度から平成24年度までの計画を策定し、障がい者（児）への支援とともに、支援施策の充実を図ります。

### バリアフリー情報の提供（社会福祉グループ）

障がいのある方などが外出するときに役立つバリアフリー情報の提供の充実に努めます。



#### (4) 子どもの権利

子どもの権利を尊重する社会を形成していくため、子どもの権利の普及・啓発を図ります。

##### 子どもの権利の啓発（子育てグループ・学校教育グループ）

5月5日から11日の『児童福祉週間』に子どもの権利について広報のぼりべつなどで啓発します。

##### 子どもの権利のパンフレット（子育てグループ）

子どもの権利について、パンフレット等により啓発します。

#### (5) 雇用対策

次代を担う若者の経済基盤の安定確保のため、未就職者の就職を促進します。

##### 高校生のための企業見学会（商工労政グループ）

室蘭市・登別市・伊達市の3市共同で高校生のための企業見学会を開催し、職業意識の向上や企業選択の参考とするため実施しています。

◇平成20年度実績 就職支援講座

企業見学・ミニ就労体験 12企業・参加延べ89人  
ビジネスマナー講座

##### 高校生インターンシップ事業（商工労政グループ）

地元企業での就業体験を通じ、就職や職業選択の参考にするとともに、就労等に関する理解を深め、若者の地元定着と求人求職の周知を図ります。

◇平成20年度実績 9月から11月上旬 参加者33人

# 第 5 章



## 第5章 目標事業量の設定

次世代育成支援行動計画の後期計画においては、国の策定指針に示された参酌すべき標準を踏まえ、以下のサービスについて目標事業量を定めることとされています。目標事業量の設定にあたっては、ニーズ調査やこれまでの利用実績等に基づき算出し、目標年次である平成26年度までに達成されるべき目標事業量として設定しました。

### 1. 児童人口の推計

市の人口は、52,572人（平成21年3月末）で、前期計画策定年の平成16年度と比較すると、1,351人（-2.5%）の減少となっています。人口減少に伴う児童人口（18歳未満）も同様で、後期計画の目標年でもある平成26年度末の児童数の推計では、6,900人で平成16年度末と比較すると-15.8%（-1,291人）と予想されています。

#### ◆児童人口の推移等

区分	平成16年度	平成21年度	平成26年度
総人口	53,923人	52,224人	50,081人
児童人口	0歳～5歳	2,491人	2,240人
	6歳～11歳	2,735人	2,559人
	12歳～17歳	2,965人	2,807人
	計	8,191人	7,606人
	児童人口の割合	15.2%	14.6%

※平成16年度（前期計画策定年）は、3月末現在、21年・26年度は年度末の推計値。

児童人口：児童福祉法が定義する18歳に満たない者

児童人口の割合：児童人口数／市の総人口

#### ◆0歳～5歳の推計人口

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成16年度	356人	454人	402人	458人	394人	427人	2,491人
平成21年度	355人	349人	376人	409人	367人	384人	2,240人
平成26年度	303人	318人	339人	349人	358人	374人	2,041人

2.  
目標事業  
量一覧

事業名	目標単位		平成21年度 状況	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	0～2歳児	人数	180人	180人
	3～5歳児		360人	360人
延長保育事業	実施か所数		5か所	5か所
休日保育事業	実施か所数		1か所	1か所
病児・病後児保育事業	か所数		—	1か所
一時預かり事業 (一時保育)	一時保育	か 所 数	1か所	2か所(注1)
	特定保育		1か所	2か所(注2)
放課後児童健全育成 事業	児童数		190人	240人
	か所数		6か所	8か所
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型・センター型)	か所数		2か所	4か所 (ひろば型1)
ファミリーサポート センター事業	か所数		1か所	1か所
ショートステイ事業	か所数		1か所 (市外へ委託)	1か所 (市外へ委託)

※平成21年度状況については、同年4月1日現在

※注1・注2の一時預かり事業の「一時保育」及び「特定保育」については、同一保育所で実施。

※注3の地域子育て支援拠点事業については、4か所中、「ひろば型」として1か所を掲載。

3.  
ニーズ調  
査の実施

●ニーズ調査の実施概要

(1) 調査目的

本調査は、子育て支援に関する市民の生活実態や要望・意見等を把握し、次世代育成支援の後期行動計画（平成22～26年度）を策定するための基礎資料を得ることを目的とし実施しました。

(2) 調査の対象及び客体

市内の就学前児童（0～5歳：896世帯）及び就学児童（小学1～6年生：930世帯）のいる世帯を対象として1,826世帯を客体としました。

(3) 調査の事項

就学前児童用調査票：児童及び世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、児童の保育の状況及び利用希望等

就学児童用調査票：児童及び世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、放課後児童クラブの利用状況及び利用希望等

(4) 調査票

調査票は、次の2種類。

	調 査 対 象	調 査 票
1	就学前児童調査	就学前児童用ニーズ調査
2	就学児童調査（小学校）	就学児童用ニーズ調査票

(5) 実施時期

平成21年6月1日～同年6月15日まで

(6) 回収の状況

①就学前児童 配布数 896人 回収数 751人 回収率 83.8%  
 ②就学児童 配布数 930人 回収数 710人 回収率 76.3%

# 第 6 章



## 第6章 計画の推進体制

### 1. 市の推進体制

計画の推進にあたっては、市民と町内関係部局が一体となった「登別市次世代育成支援推進協議会」を設置し、広く市民のご意見を伺いながら進めます。

### 2. 国・北海道との連携

次世代育成に関する施策は、国や北海道と連携を図り推進します。

### 3. 地域の組織や企業などとの連携

子育て支援に関する施策は、行政はもとより、市民、ボランティア、関係団体、企業など、地域が一体となった取り組みをする必要があります。このため、市民のニーズや意向を的確に把握するとともに、社会経済情勢や緊急度、優先度を考慮し、十分な連携と協力の基に施策の推進に努めます。

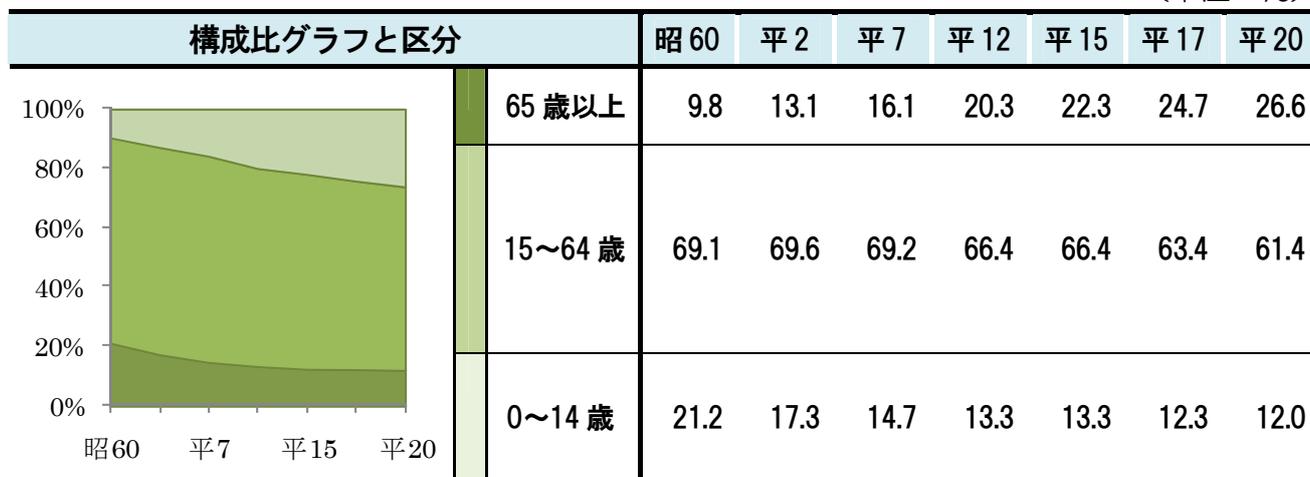
# 統計資料



# 《登別市における統計》

## 1. 年齢区分による児童構成比

(単位：%)

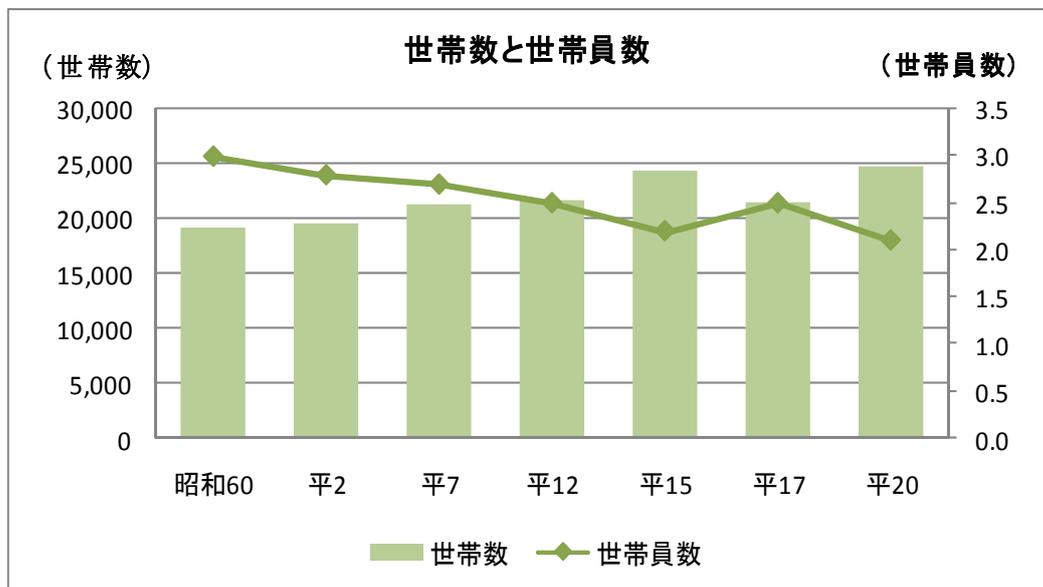


※昭和60年(1985年)～平成17年(2005年)：国勢調査  
 平成15年・20年：住民基本台帳(10月1日現在)

## 2. 世帯数と1世帯当たり人数

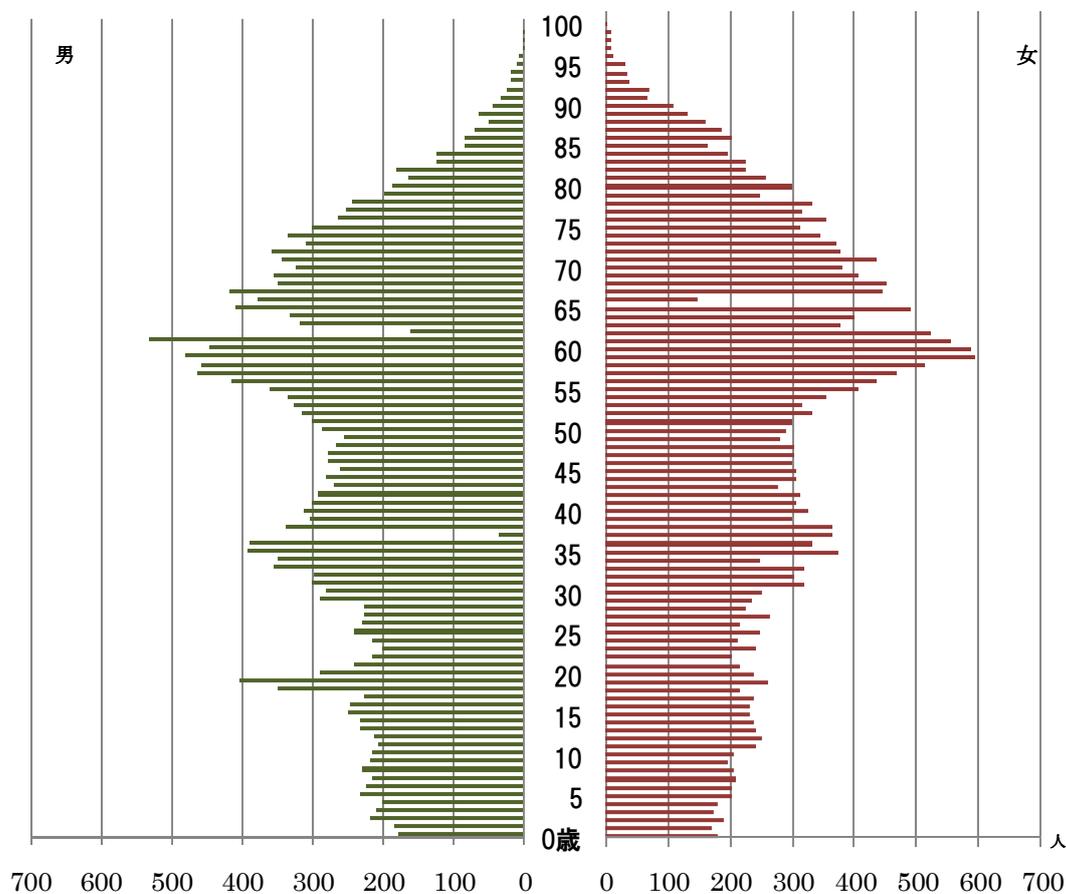
区分	昭和60	平2	平7	平12	平15	平17	平20
世帯数	19,268	19,539	21,259	21,641	24,517	21,511	24,889
世帯員数	3.0	2.8	2.7	2.5	2.2	2.5	2.1

※昭和60年(1985年)～平成17年(2005年)：国勢調査  
 平成15年・20年：住民基本台帳(10月1日現在)

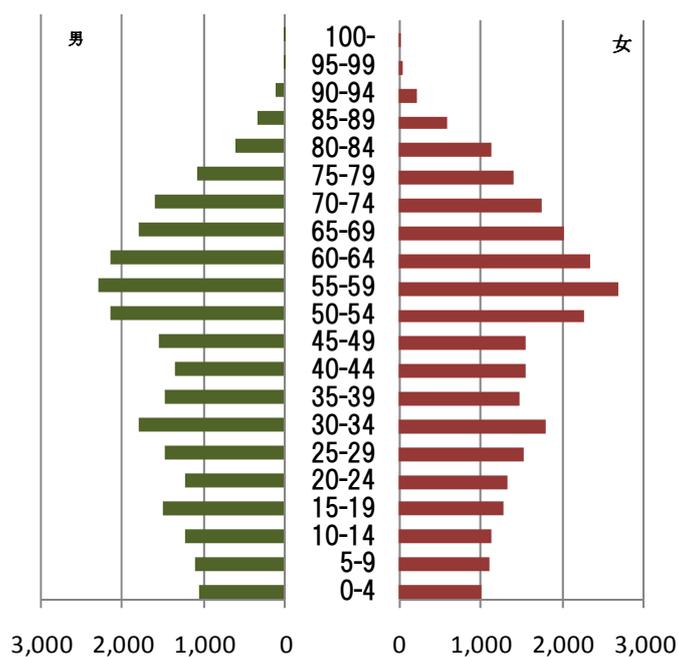


### 3. 年齢区分による児童等構成比

■平成21年6月現在：住民基本登録台帳



■平成16年3月末現在：国勢調査資料



人口ピラミッドは、人口構成をわかりやすく表現したグラフで、過去と現在の計上を比較することにより、少子化や高齢化の進行状況を認識することができます。

前期行動計画策定年（平成16年度）の子ども数を平成21年（5月末）と比較しても減少しており、高齢者の数は増加しております。

#### 4. 子どもの人口動態（年度）

（単位：人）

区分	昭和 60	平 2	平 7	平 12	平 15	平 17	平 20
0 歳	565	435	502	435	443	379	342
1 歳	631	486	506	429	400	385	365
2 歳	665	500	501	450	440	446	411
3 歳	638	516	466	455	399	401	371
4 歳	670	531	471	455	433	451	380
5 歳	754	542	489	473	444	396	456
6 歳	784	617	525	476	433	413	404
7 歳	857	643	547	485	450	442	436
8 歳	821	629	541	478	450	445	418
9 歳	942	648	584	456	473	447	417
合計	7,327	5,547	5,132	4,592	4,365	4,205	4,000

※昭和 60 年（1985 年）～平成 17 年（2005 年）：国勢調査  
平成 15 年・20 年：住民基本台帳（10 月 1 日現在）

#### 5. 保育所の概況

（単位：人）

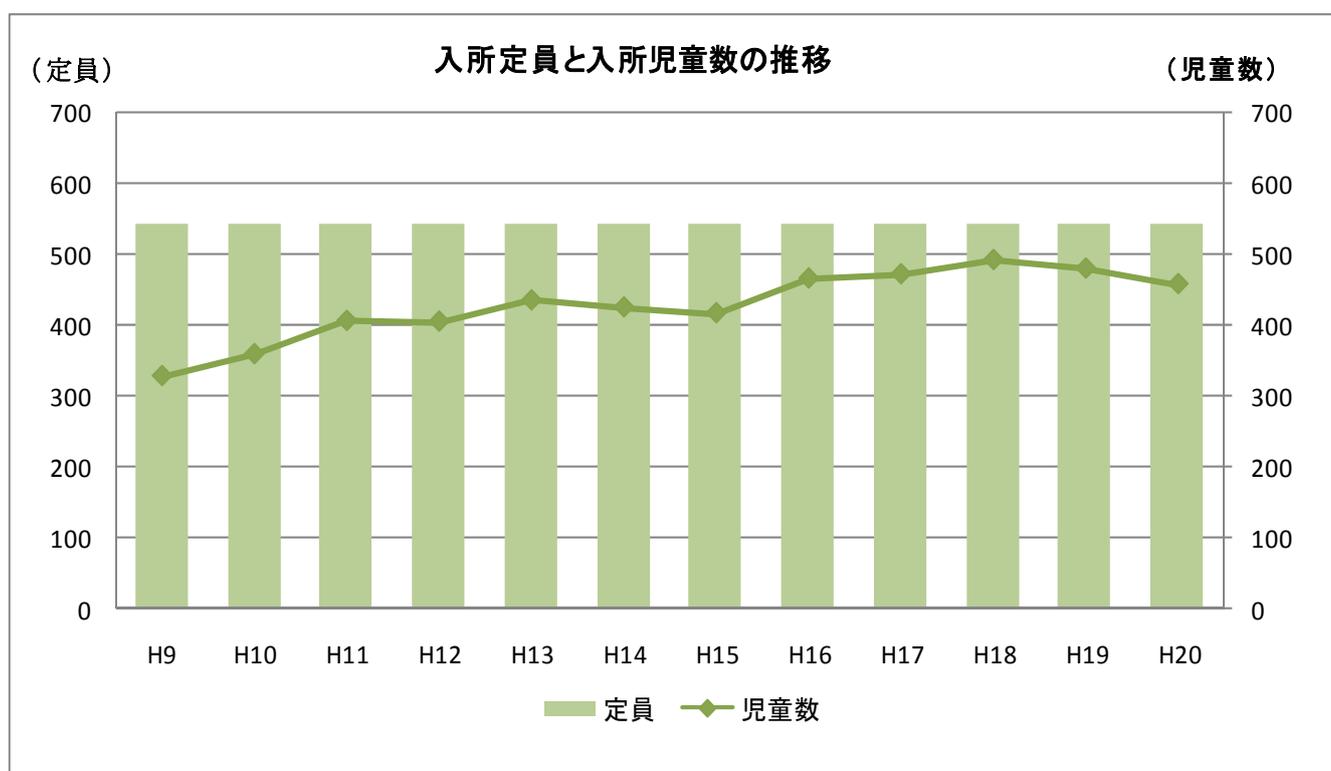
施設名	建設年度	開設年日	建物面積	所在地	施設定員
登 別 保 育 所	平成 17	平成 17 年 7 月	932.0 m <sup>2</sup>	登別本町 2 丁目 25 番地 9	60
幌 別 東 保 育 所	昭和 54	昭和 55 年 4 月	835.9 m <sup>2</sup>	幌別町 8 丁目 17 番地	120
富 士 保 育 所	昭和 50	昭和 51 年 4 月	686.3 m <sup>2</sup>	富士町 7 丁目 2 番地 1	120
栄 町 保 育 所	昭和 53	昭和 54 年 4 月	800.2 m <sup>2</sup>	栄町 2 丁目 6 番地 1	120
鷺 別 保 育 所	昭和 48	昭和 49 年 4 月	643.9 m <sup>2</sup>	鷺別町 4 丁目 36 番地 18	120
計					540

※資料：子育てグループ（平成 20 年 3 月現在）

(単位：人)

施設名	入所児童数							
	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
登別保育所	21	20	20	22	51	69	68	52
幌別東保育所	103	84	85	98	91	95	90	88
富士保育所	103	103	102	117	110	114	106	105
栄町保育所	89	100	93	107	107	101	100	103
鷲別保育所	94	99	103	108	112	112	115	109
計	434	424	416	465	471	491	479	457

※資料：子育てグループ（各年4月1日）



(単位：人)

区分		平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
広域入所委託	市外の保育所	11	11	3	2	4	5
	幌別東保育所		1				
広域入所受託	富士保育所	1		1			
	栄町保育所	3		1			
	鷲別保育所		2	1		3	2
	小計	4	3	3		3	2
計		15	14	6	2	7	7

※資料：子育てグループ（各年4月1日）

(単位：人)

施設名	事業所内保育児童数				
	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
登別厚生年金病院	10	8	12	14	19
三愛病院	12	19	21	14	11
登別中央病院	8	5	3	4	6
恵愛病院	9	8	6	7	5
室蘭ヤクルト販売	8	12	14	11	8
計	47	52	56	50	49

※資料：子育てグループ（各年4月1日・20年度については5月1日現在）

## 6. 児童館の概況

(単位：人)

施設名	建設年度	開設年日	建物面積	所在地
登別児童館	昭和52	昭和52年12月	200.12㎡	登別東町4丁目19番地2
富浦児童館	昭和50	昭和51年3月	203.50㎡	富浦町1丁目52番地1
幌別児童館	昭和49	昭和49年4月	233.22㎡	幌別町4丁目10番地3
富士児童館	昭和49	昭和50年3月	200.88㎡	富士町1丁目1番地4
常盤児童館	昭和53	昭和54年3月	180.43㎡	常盤町2丁目34番地1
富浜児童館	昭和44	昭和44年11月	203.55㎡	栄町2丁目18番地4
鷺別児童館	昭和52	昭和56年12月	193.59㎡	鷺別町1丁目36番地
美園児童センター	昭和56	昭和56年12月	299.85㎡	美園町5丁目36番地
若草つどいセンター	平成3	平成4年4月	577.29㎡	若草町4丁目21番地1
登別温泉児童室	平成18	平成19年4月	95.04㎡	登別温泉町17番地
青葉児童館	平成21	平成21年10月	170.1㎡	青葉町3番地3

※資料：子育てグループ（平成21年10月現在）。

若草つどいセンター・登別温泉児童室は、児童館機能を持った施設。

## 7. 放課後児童クラブの概況

(単位：人)

施設名	設置年度	定員	所在地
常盤放課後児童クラブ	平成 16	概ね 30 人	常盤町 2 丁目 34 番地 1 常盤児童館内
富岸放課後児童クラブ	平成 11	概ね 30 人	富岸町 2 丁目 23 番地 15 富岸青少年会館内
若草放課後児童クラブ	平成 16	概ね 30 人	若草町 1 丁目 1 番地 2 若草小学校内
青葉放課後児童クラブ	平成 18	概ね 30 人	桜木町 2 丁目 15 番地 16
幌別西放課後児童クラブ	平成 17	概ね 30 人	片倉町 5 丁目 13 番地 幌別西小学校内
鷲別放課後児童クラブ	平成 20	概ね 30 人	鷲別町 4 丁目 36 番地 21 鷲別小学校内

※資料：子育てグループ（平成 21 年 10 月現在）

## 8. 私立幼稚園の概況

(単位：人)

施設名	所在地	電話番号	園児数	学級数	教員数
白雪幼稚園	登別東町	83-1162	80	3	14
カトリック幼稚園	中央町 7 丁目 15 番地	85-2414	150	5	7
白菊幼稚園	桜木町 2 丁目 5 番地 3	85-2545	280	9	16
リリー文化幼稚園	鷲別町 2 丁目 17 番地	87-2211	175	5	11
合計			685	22	48

※資料：学校教育グループ（平成 21 年 5 月 1 日現在）

## 9. 子育て支援センターの利用状況

施設名	所在地	電話番号
登別市中央支援センター	富士町 7 丁目 2 番地 1	81-3715
登別市子育て支援センター	登別本町 2 丁目 25 番地 9	80-2772

(単位：人)

施設名	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
育児相談	132	168	154	246
あそびの広場	126	163	146	143
育児サークルの育成・支援	838	848	911	765
子育て講座（託児）	91	114	145	184
あそびの紹介	358	926	938	915

※資料：子育てグループ

## 10. 児童デイサービスセンターの概況

(単位：人)

施設名	所在地	電話番号	定員
のぞみ園	幌別町3丁目17番地4	85-7721	15

※資料：障害福祉グループ（平成21年度4月1日現在）

## 11. ファミリーサポートセンターの利用状況

施設名	所在地	電話番号
登別市ファミリーサポートセンター	片倉町6丁目9番地1	85-0033

(単位：人)

区分	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
依頼会員	305	332	352	283	310	349	382	416
提供会員	113	125	125	116	121	124	124	125
両方会員	76	80	82	83	81	87	93	97
合計	494	537	559	482	512	560	599	638

※資料：子育てグループ（各年度集計）

## 12. 児童数・生徒数の推移

(単位：人)

区分		平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
小学校	学校数	9	9	9	9	8	8
	児童数	2,782	2,763	2,739	2,686	2,618	2,603
	学級数	111	110	113	112	111	110
中学校	学校数	6	5	5	5	5	5
	児童数	1,511	1,402	1,373	1,396	1,397	1,372
	学級数	53	49	47	52	51	51

※学校基本調査（各年5月1日現在）

### 1.3. 小学校・中学校・高等学校の概況

(単位：人)

施設名	所在地	電話番号	生徒数	学級数	教員数
登別小学校	登別本町3丁目25番地2	83-1014	232	11	20
幌別東小学校	幌別町8丁目16番地1	85-3532	138	7	17
幌別小学校	中央町6丁目19番地1	85-2521	361	18	31
幌別西小学校	片倉町5丁目13番地	85-2364	399	20	24
青葉小学校	青葉町3番地3	85-1477	302	17	22
富岸小学校	富岸町2丁目17番地4	86-6303	517	25	34
若草小学校	若草町1丁目1番地2	86-7513	320	14	22
鷺別小学校	鷺別町4丁目36番地21	86-7011	266	13	26
合計			2,535	125	196

※資料：学校教育グループ（平成21年5月1日現在）

(単位：人)

施設名	特別支援学級				通級指導 (ことばの教室)
	知的障害	肢体不自由	情緒障害	計	
登別小学校	1		1	2	
幌別東小学校			1	1	
幌別小学校	3		3	6	28
幌別西小学校	3		4	7	
青葉小学校	2		3	5	
富岸小学校	4	2	2	8	
若草小学校	1		1	2	
鷺別小学校	2	2	2	6	
合計	16	4	17	37	28

※資料：学校教育グループ（平成21年5月1日現在）

※幌別小学校に就学前幼児を対象とした「ことばの教室」を開放しており、現在、28名の学齢児童のほかに26名の幼児が通っています。

(単位：人)

施設名	所在地	電話番号	生徒数	学級数	教員数
登別中学校	登別本町1丁目1番地1	83-1029	124	6	16
幌別中学校	千歳町3丁目1番地3	85-3111	259	12	26
西陵中学校	片倉町5丁目12番地1	85-5041	212	10	20
緑陽中学校	富岸町1丁目11番地1	85-5409	411	16	27
鷺別中学校	鷺別町4丁目36番地2	86-7950	297	11	29
合計			1,303	55	118

※資料：学校教育グループ（平成21年5月1日現在）

(単位：人)

施設名	特殊学級			計
	知的障害	肢体不自由	精神障害	
登別中学校	1			1
幌別中学校	2		3	5
西陵中学校	2		1	3
緑陽中学校	4		1	5
鷺別中学校	1		3	4
合計	10		8	18

※資料：学校教育グループ（平成21年5月1日現在）

(単位：人)

施設名	所在地	電話番号	生徒数	学級数	教員数
登別青嶺高等学校	青葉町42番地1	85-8586	461	12	33
登別大谷高等学校	桜木町2丁目1番地	85-2970	216	10	22
合計			677	22	55

施設名	所在地	電話番号	生徒数	学級数	教員数
登別明日中等教育学校	片倉町5丁目18番地2	85-0351	前期 239	6	34
			後期 238	6	

※資料：北海道教育委員会資料（平成21年5月1日現在）

## 1 4. 産業別就業者数の推移

(単位：人)

区分	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17
総人口	58,370	55,571	56,892	54,761	53,135
就業者数	23,523	23,561	26,108	24,167	23,026
第 1 次産業	386	347	313	237	254
第 2 次産業	7,019	6,566	7,357	6,407	5,862
第 3 次産業	16,085	16,636	18,425	17,451	16,902
分類不能	33	12	13	72	8

※資料：国勢調査

# 參考資料



## 《参考資料》

### 1. 児童憲章

昭和26年5月5日宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる  
児童は、社会の一員として重んぜられる  
児童は、よい環境のなかで育てられる

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、導かれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、化学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いから守られる。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる。

## 2. 児童の権利に関する条約

### 【世界中の子どもたちの幸せのために】

- すべての子どもが差別なく大切にされる世界
- すべての子どもが自由に考え、自由に意見を述べ、自由に集える世界
- すべての子どもの立場から、何が最も良いことかを考えてくれる世界
- 子どもが暴力の犠牲とならない世界
- 不幸な境遇にある子どもが遊び、学び、育っていくことができる世界

子どもの権利条約は、こんな幸せな世界を築くために、世界各国がそれぞれ努力することを約束したものです。

そのために大人も子どもも、地球に住む仲間として、まわりの人たちのことを考え、道徳を守ることが必要です。

そして、日本の人たちのみならず外国の人たちも含め、人類全体の幸せを願い努力することが求められています。

### 〔条約締結の経緯と趣旨〕

1989年（平成元年）の国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。

条約とは国との間の約束です。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。

子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約に入りました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に向け、子どもたちの人権を尊重し保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律がありますが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

## 【条約の主な内容】

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3. 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意志に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6. 子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10. 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12. 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
14. この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

### 3. 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会

#### 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要領

##### （設置）

第1条 登別市次世代育成支援行動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、登別市次世代育成支援行動計画策定委員（以下「委員会」という。）を設置する。

##### （所掌事項）

第2条 委員会は計画策定に関し、市長に対し意見を述べるものとする。

##### （組織）

第3条 委員会の委員は17名以内をもって組織する。

（1）福祉関係者

（2）教育関係者

（3）一般公募によるもの

（4）その他、市長が適任と認めたもの

2 委員会の委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

##### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長不在のとき、その職務を代理する。

##### （会議）

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

##### （事務局）

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を児童家庭課に置く。

##### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この要領は、平成21年6月29日から実施する。

## 登別市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

区分	団体名等	委員氏名	備考
教育関係	登別市校長会	小 鹿 正 揮	委員長
福祉関係	登別市民生児童委員協議会	梅 田 達 美	
教育関係	登別市PTA連合会	佐 藤 高 純	
教育関係	登別市私立幼稚園協会	木 村 義 恭	副委員長
教育関係	登別市私立幼稚園PTA連合会	和 泉 薫	
福祉関係	登別市母子寡婦の会	須 藤 和 恵	
福祉関係	登別市子ども会育成連絡協議会	亀 山 聖	
その他	登別商工会議所	田 村 正 行	
福祉関係	のぼりべつ男女平等参画懇話会	工 藤 元 子	
福祉関係	子育てサロン推進委員会	佐 藤 美代子	
福祉関係	子育てサークル	千 葉 由 起	
福祉関係	ファミリーサポートセンター	堀 井 有 子	
一般公募	公募委員	堀 切 智恵子	
一般公募	公募委員	佐 藤 文 子	
一般公募	公募委員	安 部 幸 恵	
福祉関係	保育所関係	内 藤 春 美	
福祉関係	子育て支援関係者	石 井 静 枝	

# 用語説明



## 《用語説明》

### あ行

#### ●育児休業制度

労働者が働き続けながら、子どもを育てやすい環境をつくるため、平成4年4月1日から「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行され、1歳未満の子を養育する男女労働者は育児休業を取ることができるようになりました。

これにより事業主は、要件を満たした労働者の育児休業を拒むことはできなくなりました。

#### ●一時的保育

児童福祉法第24条の保育所入所措置要件を満たさない一時的又は非定型的（例：週3日断続的）保育に欠ける就学前児童を保育することです。

#### ●延長保育

就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育所の保育時間延長の需要に対応するため、従来の延長保育補助制度を見直し、平成6年度から導入された国の補助事業です。

事業を実施する保育所に対象児童が6人以上いることが要件となっています。

#### ●NPO

NPOとは、Non-Profit Organizationの略称で、直訳すると、非・営利・組織（団体）という意味になります。ここでいう「営利」とは構成員への利益の分配を意味しますから、言い換えると、NPOは利益分配しない組織（団体）のことです。

### か行

#### ●介護休業制度

職業生活と家庭生活の両立支援することを目的とする「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業制度となっています。

### ●家庭相談員

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など家庭児童の福祉の向上を図るために相談・指導・援助を行います。

### ●国勢調査

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別されています。

### ●合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。この数値が、概ね2.08を下回ると、将来、人口が減少する可能性があります。

### ●子ども

児童福祉法における児童（子ども）の定義は満18歳に満たない者をいいますが、障がいのある児童のための支援策によっては20歳に満たない障がい者も対象となることから、行動計画における子どもには、20歳に満たない障がい者も含めています。

### ●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及びその実行を図るため、すべての国民が参加してやさしい社会づくりを目指します。

さ行

### ●次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2015年（平成26年度）までの10年間に集中的かつ計画的に各施策に取り組むことを決めました。（平成17年4月1日施行）

### ●児童虐待

保護者等から児童に加えられる身体的・精神的行為のことで、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児・監護放棄）、心理的虐待などがあります。

### ● 児童福祉週間

児童福祉の向上を図るため、昭和 22 年以来、毎年 5 月 5 日からの一週間を「児童福祉週間」と定め、国・北海道はもとより地域社会などが一体となり、各種啓発活動を展開しています。

### ● 児童の権利に関する条約

平成元年 1 1 月 2 0 日第 4 4 回国際連合総会で採択され、日本では、平成 6 年 4 月 2 2 日批准書を国際連合事務総長に寄託し、同年 5 月 2 2 日に発行した条約です。

この条約は、18 歳未満の子どもに大人と同じ市民的権利を与え、その権利行使を認めています。

### ● 児童憲章

国民全体の責任ですべての子どもたちが健やかに育ち、幸せに生きていくことができるようにという趣旨から生まれた憲章です。

この憲章は、子どもの持つ権利を宣言し、それに対する社会の責任と義務を位置付けています。(昭和 44 年 5 月 5 日制定)

### ● 主任児童委員

民生・児童委員のうち地区を担当する委員は、それぞれの担当地区で幅広い福祉活動に従事しているが、主任児童委員は、もっぱら児童問題を専門に、地区担当の委員と一体となって活動することを基本に、地域の子どもや子育て家庭の相談相手となったり、地区を担当する委員と児童福祉関係機関との連絡調整などを行います。

### ● 障がい児保育

障がい児保育の対象となる児童は、3 歳以上就学前までの障がい児で、集団保育が可能であり、かつ、日々通所できる児童であることが条件です。

### ● 少子化

少子化とは、出生率の低下により子どもの数が少なくなることです。

### ● 少子高齢化

少子・高齢化とは、出生率の低下や平均寿命の伸長を原因として、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。

登別市の人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合（高齢化率）は、平成 15 年 10 月 1 日時点で 22.3% となっており、全国平均の 19% を上回っています。

一般に少子・高齢化が進行すると、労働人口の減少、活力の低下、消費の停滞、社会保障における現役世代の負担増を招き、市町村においても保健・医療・福祉に係る財政需要の一層の増大が見込まれるとされています。

### ●人口動態統計

人口動態統計は国勢調査と並ぶ国の主要統計で、わが国の人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻及び離婚など）の把握や人口、厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施されています。

### ●生産年齢人口

生産年齢人口とは、15～64歳までの年齢の人口のことです。

た行

### ●地域子育て支援センター（センター型、ひろば型等）

地域において、子育て親子が気軽に集い交流などができる拠点を整備することにより、子育てに関する不安や悩みに応じるとともに、孤立化等の防止など、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的としています。

### ●通級指導

各教科書の指導は、主として通常の学級で受けながら、障がいの状況に応じた特別の指導を、特殊学級などの特別な指導の場で行う教育形態。

な行

### ●乳児保育

国の乳児保育の制度については、0歳児を対象とし、設備及び職員配置など適切な保育条件のもとで乳児保育を行います。  
当市では、6か月以上1歳未満の乳児を対象としています。

は行

### ●ハイリスク妊産婦

重度の妊娠中毒症、心臓病などの母体疾患や低出生体重児の出生が予測される妊婦。

### ●バリアフリー化

高齢者・障がい者などに対し、市街地における高齢者・障がい者の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者・障がい者などの利用に配慮した建築物の整備を図ることをいう。  
(例えば：道路の段差の解消、公共施設等のスロープ化)

### ●ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立を図るため、育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者が会員となって、地域において実施する育児に関する相互援助活動を支援する組織です。

### ●夫婦の完結出生児数

夫婦の完結出生児数は、結婚した夫婦が生涯に生む子どもの数をいいます。

### ●夫婦の出生力

夫婦が「子どもを産もうとする意志」を表す場合に用いられます。例えば、結婚後15年の年齢の高い夫婦の理想の子どもの平均人数が2.5人で、実際は2.0人、実際は予定を含めて1.7人となります。  
このように「理想」と「現実」ともに若年層の夫婦が減少していることから、「出生力が低下している。」と表現されます。

### ●フォロー児

発育・疾病等の経過を観察する必要がある乳幼児をいいます。

### ●フレックスタイム制

1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で入社退社時刻を自分で決定する勤務体制をいいます。

### ●放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(主として小学校1年生～3年生)に対し、児童館、児童センターを活用するほか、保育所や学校の空き室、団地の集会室など身近な社会資源を利用し、放課後児童の育成・指導、遊びによる発達の助長などを行う仕組みです。

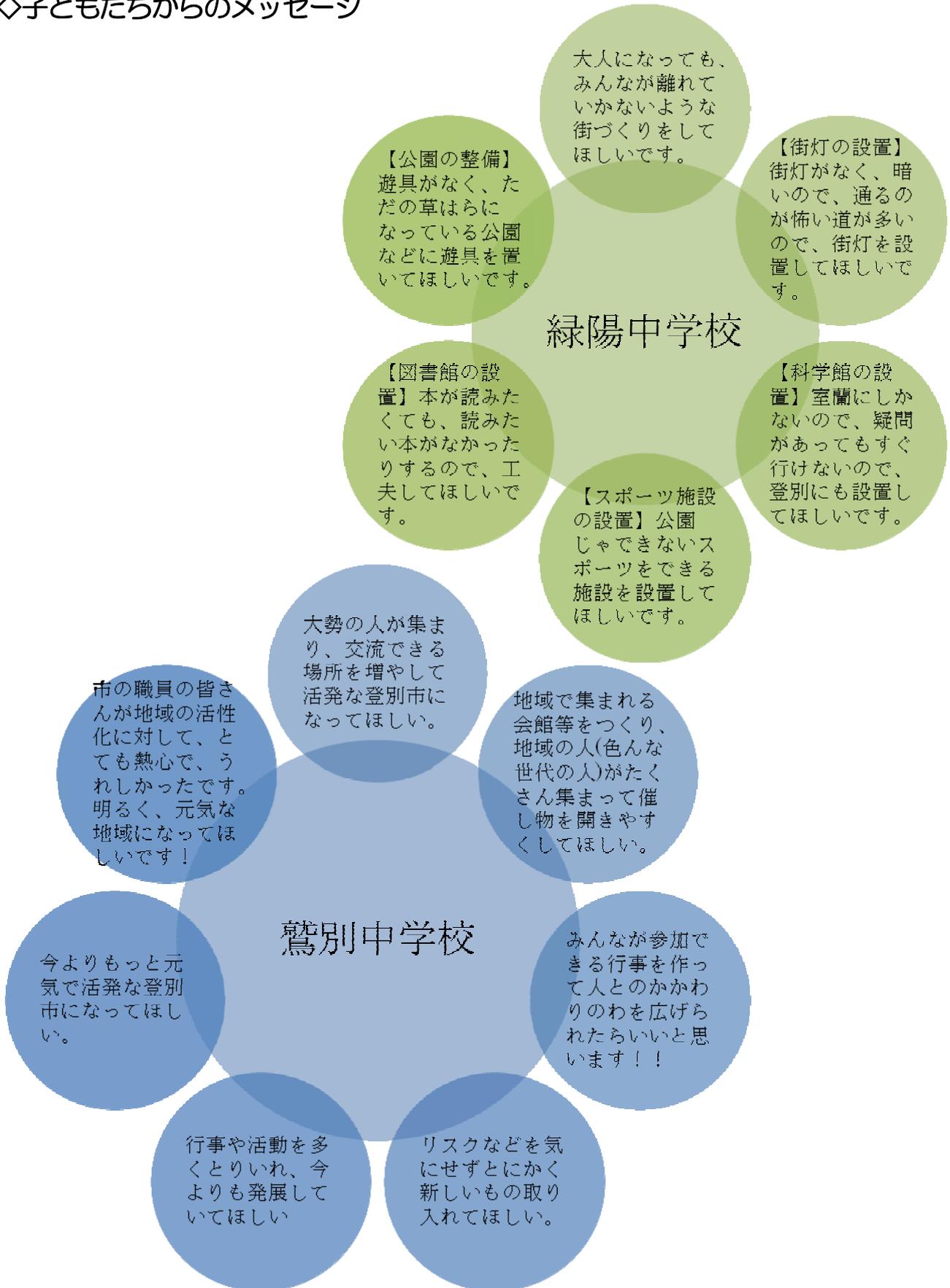
ら行

### ●療育

療育とは、医療的配慮のもとに行われる心身障がい児の育成活動をいいます。

## メッセージボード

### ◇子どもたちからのメッセージ



自然を大事にし、子供達から大人までは広く楽しめる、きれいな街を残そう。

子供が安全に暮らせて、自然豊かな町にしてほしい。

### 登別中学校

子供も大人も安全に楽しくすごせるような良い町を次の世代の人達へつないでいきたい

登別市の良い所を次の世代の人達へつないでほしいです。

登別市にもっと遊び場をつくってほしい

今よりもっと子供が少子化にならないようもっと子供が増えたら町も賑やかになると思う

色々な年齢層の人が集まることができ、特に小さな子供が安心して遊ぶことができる公園をつくってほしい。

### 西陵中学校

市外から登別のことを知らない人が来ても、便利で、みんながいつまでも笑って暮らすことができるまちにしてほしいです。

富士幼稚園の跡地を保育所や幼稚園、児童館など小さい子供達が利用できる場所として活用してほしい。

大きな会社とスポーツセンターをつくってほしいです。大きな会社があれば市民はでていかないとと思うし、他の地域からも、登別にくると思うからです。

科学館、博物館がほしいです。

もう少し登別市にイベントを増やしてほしいです。

高校を増やしてほしいです。

図書館で本を増やしてほしいです。

病院を増やしてほしいです。

コンサートホールがほしいです。

### 幌別中学校

土曜日を登校日にしてほしい。

文化施設がほしいです。

本屋を増やしてほしい。

地域の情報が少なすぎるので、道の駅をつくって欲しい。

子どもの時から科学に触れる場がほしい。

家・店などを増やして森林が無くなってきているのは大きなマイナスポイントです。



## 子育て支援に関する事業計画の関連図

### 次世代育成支援対策（地域行動計画）

（平成17年度から10か年）

- \* 地域における「子育て支援力」の充実
- \* 子育て家族が暮らしやすい地域づくり
- \* 次世代を育む若い世代への支援
- \* 子どもや母親の健康・安心・安全の確保
- \* 子育て支援に関する行政サービスの充実
- \* 地域における「男性を含めた働き方の見直し」  
（地域住民・企業への働きかけ）

### 「子どもと家族を応援する日本」

重点戦略

（平成19年12月～）

- \* 仕事と生活の調和  
（ワーク・ライフ・バランス）
- \* 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

### 少子化対策プラスワン

（平成14年9月～）

- \* 男性を含めた働き方の見直し
- \* 地域における子育て支援
- \* 社会保障における次世代支援
- \* 子供の社会性向上や自立の促進
- \* 待機児童ゼロ作戦（仕事と子育ての両立支援等の方針）

### 少子化対策推進基本方針（新エンゼルプラン）

（平成11年12月～）

- \* 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
- \* 働き方についての固定的な性別役割分業や  
職場優先の企業風土の是正
- \* 住まいやまちづくりによる子育ての支援
- \* 保育サービス等子育て支援サービスの充実
- \* 母子保健医療体制の整備
- \* 地域で子どもを育てる教育環境の整備
- \* 子どもがのびのび育つ教育環境の実現
- \* 教育に伴う経済的負担の軽減

### エンゼルプラン

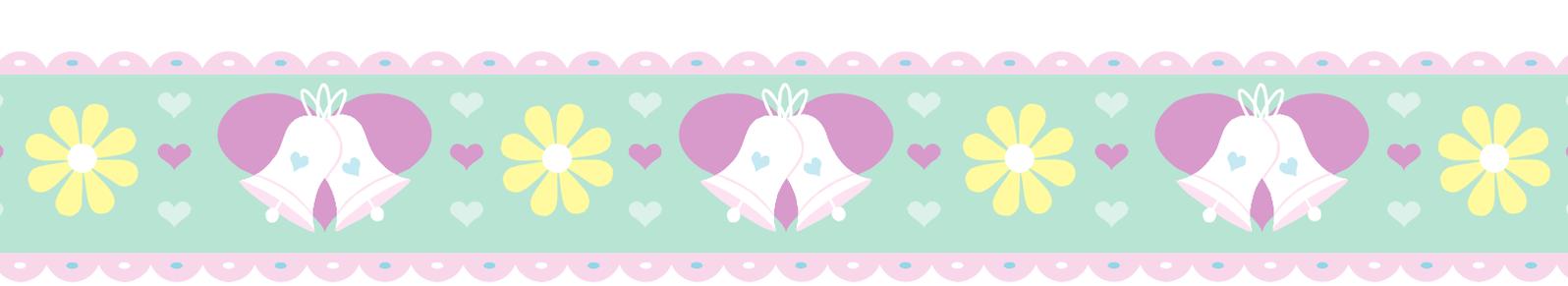
（平成6年度から10年間）

- \* 子育てと仕事の両立支援の推進
- \* 家庭における子育て支援
- \* 子育てのための住宅及び生活環境の整備
- \* ゆとりある教育の実現と健全育成の推進
- \* 子育てコストの軽減

### 緊急保育対策等5ヵ月年事業

（平成7年度～11年度）

- \* 多様な保育サービスの充実
- \* 保育所の多様化のための整備
- \* 子育て支援のための基盤整備



# 登別市次世代育成支援行動計画

平成 22 年 3 月

発行 登別市・編集 登別市保健福祉部

郵便番号 059-8701

住所 登別市中央町6丁目11番地

電話番号 0143-85-2111 (代表)

